

案



第3期銚子市 子ども・子育て支援事業計画



【令和7年度～令和11年度】

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

令和7年3月
銚子市



目次



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の位置づけ.....	2
5 計画の期間.....	3
6 計画の策定体制.....	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 基本理念.....	4
2 基本方針.....	4
3 施策の体系.....	5
4 こども・子育て家庭を取り巻く主な課題.....	6
5 子ども・子育て支援新制度の全体像.....	7
6 教育・保育提供区域の設定.....	8
第3章 施策の展開	9
基本施策1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	9
1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	9
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	12
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	25
基本施策2 地域における子育て支援	27
1 子育てにおける相談・情報提供の充実.....	27
2 子育て支援ネットワークの強化.....	30
3 子育てに関わる経済的負担の軽減.....	31
4 こどもの健全育成.....	34
基本施策3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	36
1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実.....	36
2 次世代の健康を育む保健サービスの充実.....	40
3 食育の推進.....	42

基本施策4 個性と創造性を育む教育の充実	44
1 家庭教育の充実.....	44
2 未就学児教育の充実.....	45
3 学校教育の充実.....	46
4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進.....	48
基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備	49
1 良質な居住環境の確保.....	49
2 こどもたちの安全の確保.....	50
3 こどもの遊び場の整備.....	52
基本施策6 家庭生活と職業生活の両立の推進	53
1 家庭生活における男女共同参画の推進.....	53
2 子育てと仕事の両立支援の推進.....	54
基本施策7 援護を必要とする子育て家庭への支援	55
1 児童虐待防止対策の強化.....	55
2 障害のあるこどもへの支援.....	57
3 ひとり親家庭等の自立支援.....	60
4 こどもの貧困の解消に向けた対策.....	62
5 外国籍のこども・家庭への支援.....	66
第4章 こども・子育てを取り巻く現状	67
1 統計でみる本市の状況.....	67
2 市内の教育・保育施設等の状況.....	77
3 アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状.....	83
4 人口推計.....	94
第5章 計画の推進に向けて	96
1 推進の体制.....	96
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	96

資料編.....	97
1 計画策定の経緯.....	97
2 銚子市附属機関の設置等に関する条例.....	98
3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿.....	104
4 用語解説.....	105

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は54,646人、そのうち児童人口は4,851人で、令和2年の児童人口(6,123人)と比べると1,272人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、こども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

これまで、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」及び平成24年に制定された「こども・子育て支援制度(こども・子育て関連3法)」に基づき、少子化対策やこども・子育てに係る施策を総合的に推進してきました。

令和5年4月には、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年6月には、こども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、令和2年3月に策定した「第2期銚子市こども・子育て支援事業計画」に基づき、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識とし、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、保護者に寄り添いながら、こどもの最善の利益が実現される社会を推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市におけるこども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期銚子市こども・子育て支援事業計画」を策定し、公民連携のもと、こども・子育て支援施策の充実を推進します。

2 計画の法的根拠

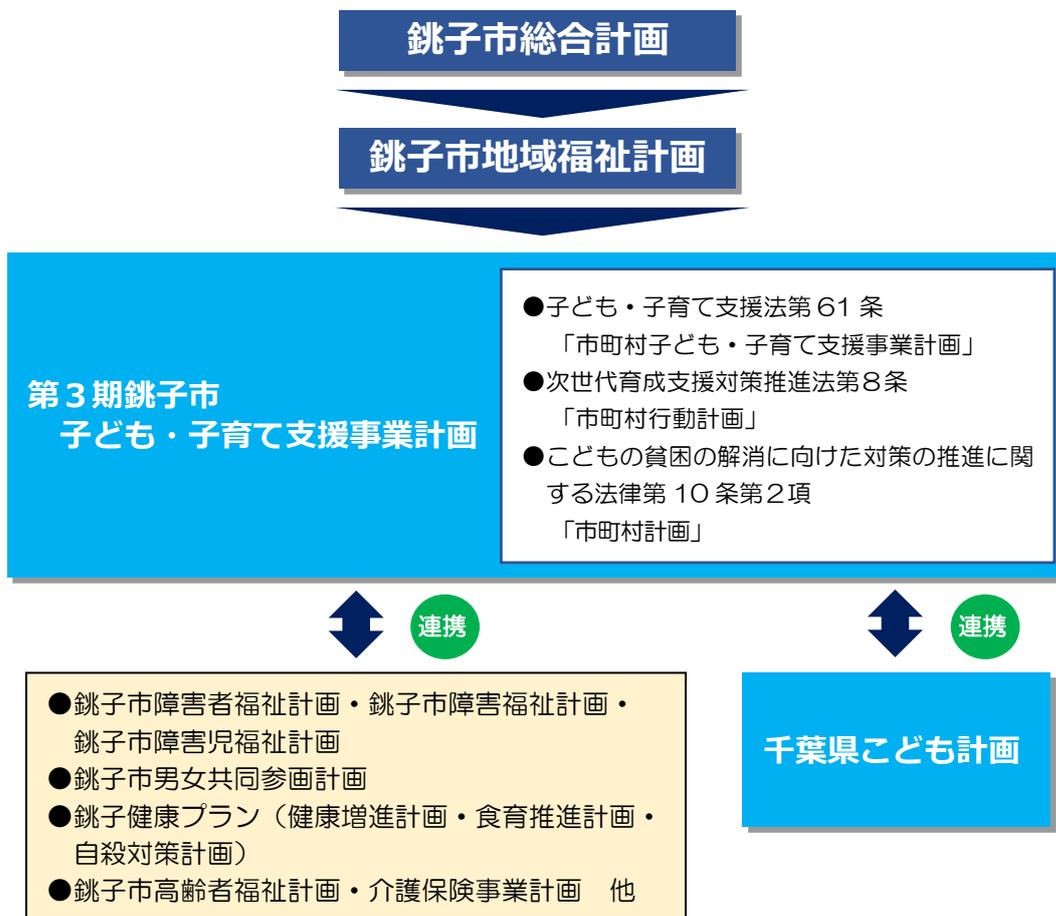
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」の内容を含むものとして策定したものです。

3 計画の対象

本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域住民、事業主を対象とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部の事業については妊産婦を対象としています。

4 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「銚子市総合計画」のもと、「銚子市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画としながら、「銚子市障害者福祉計画・銚子市障害福祉計画・銚子市障害児福祉計画」などとの整合性を図り策定しました。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期銚子市 子ども・子育て支援事業計画					第3期銚子市 子ども・子育て支援事業計画				
		中間年 見直し		見直し	必要により適宜見直し				

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

市では子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」を設置していますが、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、同会議の意見を聴くことになっていることから、同会議で計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年3月29日から令和6年5月7日を調査期間として実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月26日から令和7年1月15日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、第2期子ども・子育て支援事業計画の継続性及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、次代を担うこどもの成長を地域全体で支え、こどもの笑顔があふれるまちになることを目指し、「銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える『子育てのまちづくり』」とします。

基本理念

銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」

2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

(1) こどもの最善の利益

未来の社会を創り、担う存在であるすべてのこどもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 子ども・子育て支援施策の実施

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭はこどもにとって安全で安心できる場所であり、保護者との生活の中で成長を遂げる出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。

(3) 喜びを感じることができる子育て

地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。

3 施策の体系

基本理念に基づき、以下の7つの基本施策を掲げ、施策を展開します。

基本理念	基本施策	具体的施策
銚子で生まれ育ち良かったと思えるような 地域で支える「子育てのまちづくり」	1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
	2 地域における子育て支援	1. 子育てにおける相談・情報提供の充実 2. 子育て支援ネットワークの強化 3. 子育てに関わる経済的負担の軽減 4. こどもの健全育成
	3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進	1. 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実 2. 次世代の健康を育む保健サービスの充実 3. 食育の推進
	4 個性と創造性を育む教育の充実	1. 家庭教育の充実 2. 未就学児教育の充実 3. 学校教育の充実 4. こどもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 子育てしやすい生活環境の整備	1. 良質な居住環境の確保 2. こどもたちの安全の確保 3. こどもの遊び場の整備
	6 家庭生活と職業生活の両立の推進	1. 家庭生活における男女共同参画の推進 2. 子育てと仕事の両立支援の推進
	7 援護を必要とする子育て家庭への支援	1. 児童虐待防止対策の強化 2. 障害のあるこどもへの支援 3. ひとり親家庭等の自立支援 4. こどもの貧困の解消に向けた対策 5. 外国籍のこども・家庭への支援

4 こども・子育て家庭を取り巻く主な課題

①少子化の対策に向けた取組の推進

本市の出生数は、近年は100人台で推移しており、出生数の減少は、少子化の進行を一層加速させ、社会にさまざまな影響を及ぼしています。地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、こどもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

②子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加していると予測されます。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択できる職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

③こどもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

こどもたちは、未来を築く大切な存在です。こどもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪を、こどもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図ることが重要です。

家庭や学校において、児童生徒が置かれている環境も多様化しています。いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

④包括的な支援体制の推進

子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

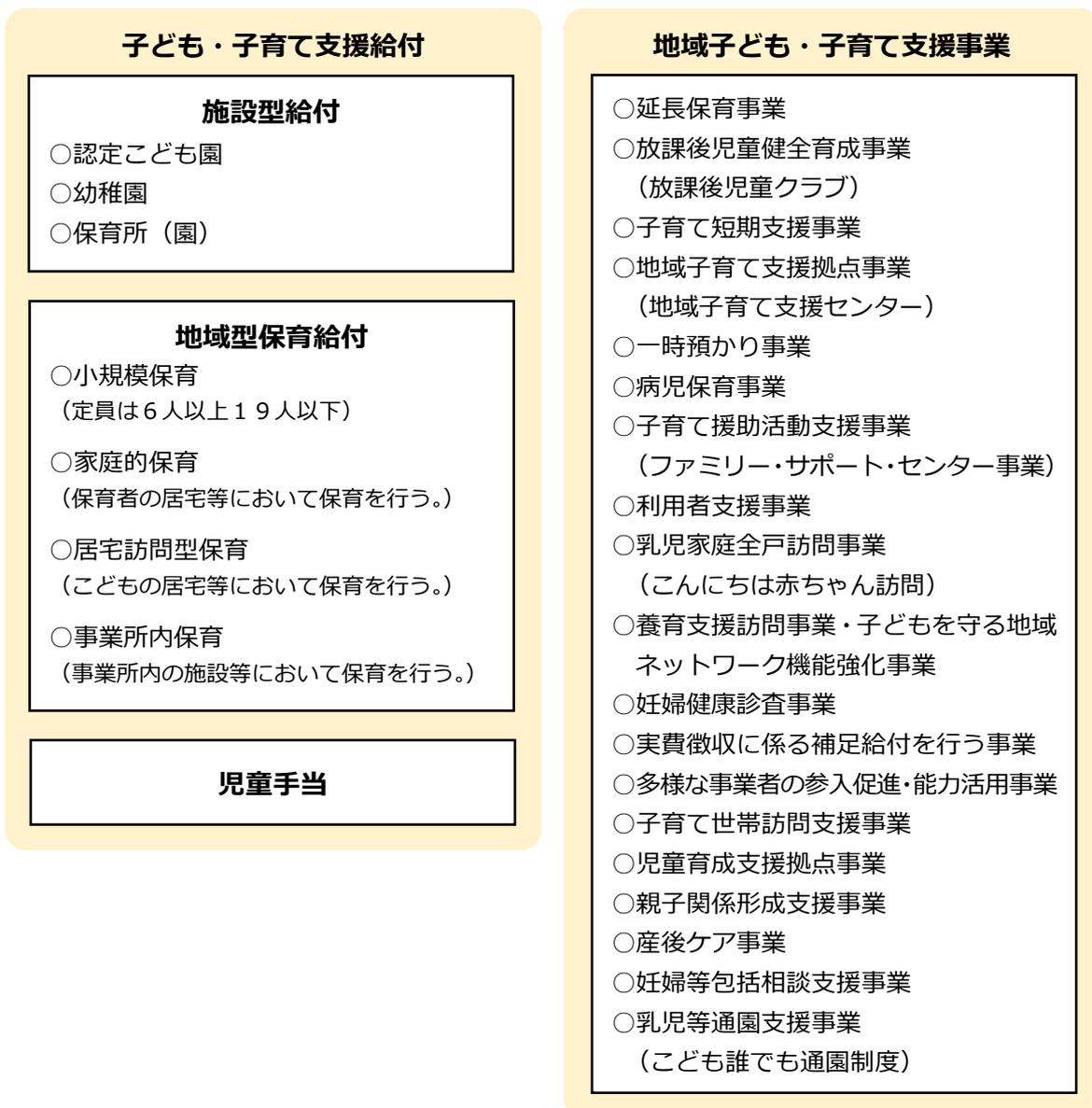
ヤングケアラーやひきこもりなど、潜在化しやすい家庭状況にあるこどもや家庭の抱える問題を積極的に把握し、早期支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることが重要です。

5 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、幼稚園、認定こども園、保育所(園)を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

地域子ども・子育て支援事業には、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が新たに位置づけられています。

<新制度における給付・事業の体系>



6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

教育・保育提供区域は、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

そこで、本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず広げられるよう、交通事情による利用者の通園等の動線、地理的条件などを考慮し、市内を一つの単位として区域の設定をします。

第3章 施策の展開

基本施策1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、子どものための教育・保育給付について量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 教育・保育の認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所（園）」「地域型保育事業」の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
●3号認定 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定）を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり48時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

(2) 量の見込みと確保方策

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、私学助成を受けている幼稚園による確保方策を次のとおり設定します。

確保方策は、特定教育・保育施設である市立幼稚園、認定こども園及び私学助成を受けている私立幼稚園で、量の見込みの確保を図ります。

< 1号認定の量の見込みと確保方策 >

(単位：人)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	88	80	73	69	64
確保方策	245	245	245	245	245
特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
私学助成を受けている幼稚園	200	200	200	200	200

② 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）による確保方策を次のとおり設定します。

確保方策は、市内の公立保育所、私立保育園及び認定こども園において量の見込みの確保を図ります。

< 2号認定の量の見込みと確保方策 >

(単位：人)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	405	369	337	318	296
確保方策（特定教育・保育施設）	457	457	457	457	457

③ 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）による確保方を次のとおり設定します。

確保方は、市内の公立保育所、私立保育園及び認定こども園において量の見込みの確保を図ります。

< 3号認定の量の見込みと確保方策 >

（0歳）

（単位：人）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	32	30	29	27	26
確保方策（特定教育・保育施設）	38	38	38	38	38

（1歳）

（単位：人）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	73	78	76	75	75
確保方策（特定教育・保育施設）	99	99	99	99	99

（2歳）

（単位：人）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	103	89	95	92	91
確保方策（特定教育・保育施設）	116	116	116	116	116

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

<地域子ども・子育て支援事業>

対象事業／対象年齢等		事業概要	実施状況
1	延長保育事業 【0～5歳】	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	実施
2	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【小学1年生～6年生】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室などで、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	実施
3	子育て短期支援事業 【0～18歳】	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	未実施 ※令和8年度より実施予定
4	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター） 【0～2歳】	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	実施
5	一時預かり事業 【3～5歳（幼稚園型）】	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	実施
	一時預かり事業 【0～5歳（幼稚園型以外）】	家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	実施
6	病児保育事業 【0～5歳、小学1年生～6年生】	病気のこどもについて、病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	実施

対象事業／対象年齢等		事業概要	実施状況
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 【0～5歳、小学1年生～6年生】	乳幼児や小学生等のこどもの保護者を会員として、こどもの預かり、送迎等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	実施
8	利用者支援事業 【0～18歳程度】	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるような情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う事業	実施
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) 【0歳】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	実施
10	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期から子育て期までの継続的な支援を特に必要とする家庭等】	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師・社会福祉士・家庭相談員・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業	実施
11	妊婦健康診査事業 【妊婦】	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、診察、計測、血圧、尿検査、保健指導などを実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	実施
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 【事業者】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	実施
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【事業者】	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)、障害のあるこどもの保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	未実施

対象事業／対象年齢等		事業概要	実施状況
14	子育て世帯訪問支援事業 【妊婦、児童及びその養育者】	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業	未実施 ※令和9年度より実施予定
15	児童育成支援拠点事業 【児童】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	未実施 ※令和9年度より実施予定
16	親子関係形成支援事業 【児童及びその養育者】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業	未実施 ※令和9年度より実施予定
17	産後ケア事業 【妊産婦】	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業	実施
18	妊婦等包括相談支援事業 【妊産婦】	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業	実施
19	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【0歳6か月～3歳未満】	保護者の就労を問わず、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業	令和8年度より実施

(2) 量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 延長保育事業

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<延長保育事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（必要利用定員総数）	37	33	32	30	29
確保方策	37	33	32	30	29
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策は、未実施小学校区について送迎等の実施を行うことで、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策>

(単位：人)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	476	437	391	352	319
小学 1 年生	119	104	87	81	79
小学 2 年生	112	112	97	82	76
小学 3 年生	115	94	94	82	68
小学 4 年生	69	71	59	59	51
小学 5 年生	45	39	40	33	33
小学 6 年生	16	17	14	15	12
確保方策	610	610	610	610	610
実施か所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

③子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策は、令和8年度から近隣の児童養護施設などを利用して量の見込みに対応できるように努めます。

<子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	34	32	30	28	27
確保方策	—	24	24	24	24
実施か所数	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の量の見込みと確保方策>

(単位：人回/年、か所)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	4,155	3,849	3,565	3,302	3,059
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり【幼稚園型】

確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<幼稚園在園児を対象とした一時預かり【幼稚園型】の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	7,256	6,479	5,792	5,184	4,645
1号認定による利用	711	697	684	671	658
2号認定による利用	6,545	5,782	5,108	4,513	3,987
確保方策	7,256	6,479	5,792	5,184	4,645

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）【幼稚園型以外】

確保方策は、公立保育所及び私立保育園の一時預かり事業として、既存の受け入れ体制及び、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）で量の見込みすべての確保を図ります。

<保育所（園）その他の場所での一時預かり【幼稚園型以外】の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1,741	1,704	1,668	1,633	1,599
確保方策	1,741	1,704	1,668	1,633	1,599
一時預かり事業	1,646	1,609	1,573	1,538	1,504
子育て援助活動支援事業	95	95	95	95	95

⑥病児保育事業

病児保育事業は、地域のこどもが発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となったこどもを保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策は、既の実施している既存の認可外保育施設と連携するとともに、保育所等で事業を実施できるように施設の整備を計画して、量の見込みすべての確保を図ります。

<病児保育事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2,311	2,124	2,000	1,892	1,780
確保方策	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
病児保育事業	100	100	100	100	100
体調不良児対応型	45	45	90	90	90

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の就学児童対象部分

こどもの預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	84	84	84	84	84
確保方策	84	84	84	84	84
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、こども又は保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

<基本型>

こども及びその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当時者目線の寄り添い型の支援を実施する。

<特定型>

市町村の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

<こども家庭センター型>

妊産婦及びこども（乳児、幼児、児童）の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を構築することであり、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供を行う。

<利用者支援事業の量の見込みと確保方策>

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策は、既存の体制（保育士による訪問）で事業を実施します。

<乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策>

（単位：人）

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		127	120	114	109	104
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑩養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育が適切に行われるよう相談、助言その他必要な支援を実施する事業です。また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携の強化等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

確保方策は、既存の体制（保健師、社会福祉士、家庭相談員、保育士など）で事業を実施します。

<養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策>

（単位：人日／年）

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		209	209	209	209	209
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑪妊婦健康診査事業

お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、妊婦健康診査費用 14 回を助成します。

確保方策は、既存の体制（医療機関で随時）で事業を実施します。

<妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策>

（単位：人回／年）

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		1,357	1,282	1,218	1,165	1,111
確保方策	一人あたり 平均受診回数	10.7 回	10.7 回	10.7 回	10.7 回	10.7 回
	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	県内統一検査項目				
	実施時期	随時				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者世帯を対象として、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具など教材費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

子ども・子育て新制度へ移行していない幼稚園において副食材料費の減免を受けている方に対して、費用の一部を給付する事業の実施を行います。

確保方策は、事業の該当者に対して、必要に応じた助成を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間の新規参入事業者に対し、事業開始前における事業運営に関する相談・助言などの巡回支援、及び認定こども園において障害のあるこどもを受け入れる場合に職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

本事業の実施は見込んでいませんが、計画期間中、必要に応じて手段を講じることを検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

確保方策は、令和9年度から実施できるように整備を進め、量の見込みすべての確保を図ります。

＜子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策＞

(単位：人日/年)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	68	63	59	55	52
確保方策	—	—	59	55	52

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

確保方策は、令和9年度から実施できるように整備を進め、量の見込みすべての確保を図ります。

＜児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策＞

(単位：人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	33	31	29	27	25
確保方策	—	—	29	27	25

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

確保方策は、令和9年度から実施できるように整備を進め、量の見込みすべての確保を図ります。

<親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	15	14	13	12	11
確保方策	—	—	13	12	11

⑰産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

確保方策は、既存の体制（医療機関等で随時）で事業を実施します。

<産後ケア事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	70	78	86	93	99
確保方策	70	78	86	93	99

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

確保方策は、既存の体制（助産師、看護師、保健師など）で事業を実施します。

<妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策>

(単位：人日/年)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	503	503	503	503	503
確保方策	503	503	503	503	503

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

確保方策は、令和8年度からの実施に向けて、教育・保育施設等と連携しながら整備を進め、量の見込みすべての確保を図ります。

＜乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策＞

(単位：人日/月)

区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	—	7	6	6	5
0 歳	—	2	2	2	2
1 歳	—	3	2	2	2
2 歳	—	2	2	2	1
確保方策	—	7	6	6	5
実施か所数	—	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能をあわせもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

子ども・子育て支援制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園、保育所（園）からの移行をしやすいとするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園、保育所（園）からの認定こども園への移行を始めとし、整備の状況などに応じて普及を推進します。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 質の高い教育・保育の提供

本市は、保育所（園）と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、需給バランスを考慮しつつ、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領・学習指導要領についての理解を深めるとともに、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

また、発達に遅れのある可能性があるこどもの早期発見、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、公立・私立、教育・保育等の垣根を越えて連携し必要な支援に努めます。

② すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育施設や子育て支援事業の情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策

① 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）から小学校への円滑な接続

幼児期の教育は、こどもたちの「生きる力」の基礎を培う重要なものであり、すべてのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要です。

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、小学校の行事や授業参観などこどもや保護者の参加を推進するとともに、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

② 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要なこどもたちは、小学校就学後に留守家庭のこどもとなることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

基本施策2 地域における子育て支援

1 子育てにおける相談・情報提供の充実

近年、少子化や核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中、地域社会における人と人とのつながりはますます希薄になっています。この状況下で、子育て家庭は孤立感や育児不安を抱えるケースが増えています。

これらの課題に対応するため、子育て家庭が気軽に相談でき、適切なアドバイスを受けられる場を提供するとともに、保護者同士の情報交換が活発に行える環境が求められています。そのため、地域に密着したサポート体制の構築や、インターネットやSNSなどの多様な媒体を活用した情報提供を一層充実させ、全ての子育て家庭が安心して相談できる体制を強化します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 身近な子育て相談体制の充実	<こども家庭センター すくサポ> 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両方の機能を持つ支援拠点として、こども家庭センターすくサポを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として一体的な相談支援を行います。	健康づくり課
	<家庭児童相談室> 家庭相談員が、家庭におけるこどもの養育や不登校、教育に関する相談に対し、助言を行い必要に応じ関係機関と連携し支援します。	健康づくり課
	<妊婦歯科相談や乳幼児健康相談> 妊婦、乳幼児を対象に、保健師・歯科衛生士・管理栄養士を配置し、妊娠期から乳幼児まで対応した専門的な相談を実施しています。 こどもの発育発達、母子の食生活、口腔衛生など相談者の要望に対応しています。	健康づくり課
	<子育て広場> 子育て広場において、随時指導員（保育士など）が、子育てに関する相談に応じています。必要に応じ、関係機関と連携します。	健康づくり課
	<オンライン医療相談> 妊婦や未就学児のいる世帯を対象として、こどもの急な病気や怪我などについて、スマートフォンから医師に相談できるオンライン医療相談サービスを提供します。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 身近な子育て相談体制の充実	<p><地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）> 公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。</p>	子育て支援課
	<p><銚子市障害者基幹相談支援センター> 地域の相談支援の拠点として専門職員が、障害のある方やその家族などからの様々なニーズや相談を聞き、一人ひとりの障害特性に対応した専門的な指導・助言を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><療育相談支援事業> 発達のご案内になるこどもの相談、福祉サービスの利用情報の提供、保健・保育・福祉・教育などの関係機関との連絡調整などを行って、障害のあるこどもの早期発見と療育支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><銚子市障害者虐待防止センター> 事業者からの障害のあるこどもに対する①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の防止と障害のあるこどもの権利利益の擁護と事業者等への支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><生活困窮者自立相談支援事業 銚子市自立支援相談センター「ちょうしサポートセンター」の運営委託> 生活困窮、長期失業、家族のひきこもり、就労経験不足など心、家庭、健康上などの問題に対して、自立支援を行う窓口を設置し、相談、課題評価・分析、支援計画作成を行います。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 子育てに関する情報提供の充実	<p><子育てハンドブックの配布> 本市の子育て支援の具体的施策として、子育てに関する支援制度や相談支援機関等に関する情報を掲載した「銚子市子育てハンドブック」を作成し配布します。</p>	子育て支援課
	<p><SNSを利用した子育て情報の配信> 銚子市公式LINEを活用し、保育所（園）・幼稚園や放課後児童クラブの入所手続きの案内、健康相談、こども向けイベントなどの子育て関連情報を提供しています。</p>	子育て支援課
	<p><動画配信によるレシピ紹介> 銚子市ホームページから離乳食や妊娠期のおすすめレシピの紹介などの情報を発信します。</p>	健康づくり課

2 子育て支援ネットワークの強化

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、情報を取得する手段が多様化し、必要な情報を見つけることが難しくなっています。そのため、個々の子育て家庭が状況に応じて迅速かつ適切にサービスを選択し、利用できる環境の整備や子育てサークルの育成・支援を含めた包括的な子育て支援ネットワークの構築が必要です。そして、子育て支援ニーズがより一層多様化する中で、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援策の提供が求められています。

こうしたことから、公的な取組だけでなく、市民による自主的な子育て支援活動を促進し、地域全体として子育て支援ネットワークを強化し、地域の人々の積極的な参加と協力のもと、地域ぐるみでこどもの育成環境づくりを推進することを目指します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 地域における子育て支援ネットワークの形成	<こども家庭センター すくサポ> 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両方の機能を持つ支援拠点として、こども家庭センターすくサポを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として一体的な相談支援を行います。	健康づくり課
	<子育て広場> 子育て広場は、家庭で育児をしている親子のための広場であり、子育て中の親子が自由に集い、情報交換ができる場所、子育ての悩みを相談できる場所、子育てに関する情報が得られる場所として実施しています。随時指導員（保育士など）が、子育てに関する相談に応じ、必要により関係機関と連携します。	健康づくり課
	<地域子育て支援センターとの連携> 子育て中の親子に遊びの場の提供及び育児相談などを実施しています。他の機関とも連携し、情報提供を行うなど支援します。	子育て支援課
	<民間の子育て支援活動等との連携> 市民が自主的に活動する子育てサークル、こども食堂、フードバンク事業者など様々な主体と連携します。また、千葉県内でフードバンクの活動を行っている「フードバンクちば」の事業内容を市ホームページに掲載し、周知を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)

3 子育てに関わる経済的負担の軽減

経済情勢が依然として厳しい中、近年の物価上昇により子育てに係る経済的負担は増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭が少なくありません。これまで、児童手当の支給や子ども医療費の助成などに取り組んできましたが、負担軽減策の一環として、児童手当の支給を高校生まで拡充するなど支援の充実を図っています。今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 経済的負担の軽減	<妊婦健康診査費用の助成> お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、妊婦健康診査費用 14 回を助成します。	健康づくり課
	<国民年金保険料の産前産後期間の免除制度> 国民年金第 1 号被保険者（自営業者など）が出産された際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除します。	市民課 （保険年金室）
	<国民健康保険料の産前産後期間の免除制度> 国民健康保険の被保険者で、出産する予定（出産した）の方の産前産後期間の保険料（所得割額・均等割額）を免除します。	市民課 （保険年金室）
	<養育医療費の助成> 身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合に養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	子育て支援課
	<子ども医療費の助成> こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、銚子市内在住の高校 3 年生等（18 歳になる年度末）までのこどもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
	<児童手当> 高校生年代までのこどもを養育している保護者へ児童手当を支給します。	子育て支援課
	<2 歳児歯科健診・フッ素塗布> 乳歯が生え揃い始め、むし歯の保有率が増え始める前の段階で、歯科健康診査とあわせフッ素塗布を実施しています。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 経済的負担の軽減	<インフルエンザ予防接種費用の助成> 小児季節性インフルエンザの任意予防接種費用を、銚子市に住民登録がある生後6か月から中学校3年生までのこどもに助成します。	健康づくり課
	<幼児教育・保育の無償化> 幼稚園、保育所（園）、認定こども園（地域型保育を含む。）を利用する3歳から5歳児と、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の利用料が無料になります。	子育て支援課
	<保育所等給食費助成事業> 保育所等（保育所（園）・認定こども園・幼稚園等）に通うこどもの保護者に対し、保育所等で提供される給食に係る費用を助成します。	子育て支援課
	<学校給食費の無償化> 市内小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費を無償にします。	学校給食センター
	<低所得世帯民間放課後児童クラブ利用支援補助> 低所得世帯の民間放課後児童クラブの利用希望者の、経済的負担の軽減のため、利用料の補助を行います。	子育て支援課
	<児童扶養手当> 父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭のこどもや、父又は母が重度の障害の状態にあるこどもが心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	子育て支援課
	<特別児童扶養手当> 精神又は身体に重度又は中程度の障害を有するため日常生活において介護を必要とする20歳未満のこどもを監護している養育者に手当を支給します。	社会福祉課（障害支援室）
	<自立支援医療（育成医療）の助成> 身体に障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる18歳未満のこどもに対し、医療費の一部を助成します。	社会福祉課（障害支援室）
	<心身障害者（児）医療費助成事業> 身体障害者手帳2級以上を持っている方（児童）などに医療保険適用分の医療費の一部負担金を助成します。	社会福祉課（障害支援室）
<難聴児補聴器購入助成> 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	社会福祉課（障害支援室）	

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 経済的負担の軽減	<銚子市住宅リフォーム助成> 本市に住所を有する者が市内業者の施工により行う 20万円以上のリフォーム工事に対して補助します。	都市整備課 (都市整備室)

4 こどもの健全育成

近年の少子化・核家族化の進行により、こどもが地域や大きな集団のなかで、活発に行動できる機会は減少し、その結果、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響が生じていると考えられています。そのため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、こどもが地域で放課後や週末に自由に遊び、主体的に参加し、安全に過ごせる活動の場を確保することが重要な課題となっています。社会のなかでの様々な体験を通して、こども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を育むことができるような活動の場を提供することが求められています。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、昼間に保護者が不在となるこどもが増えていく現状があります。そのため、こどもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブのさらなる充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 放課後の居場所づくりの推進	<放課後児童クラブの役割を向上させるための方策> 放課後児童クラブについて、こどもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて、こどもたちが伸びやかに成長することができるよう、実施内容の充実に努めます。	子育て支援課
	<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る検討> 利用者や地域のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの開所時間の延長について検討します。	子育て支援課
	<放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とするこどもへの対応> 障害のあるこどもなど特別に配慮を必要とするこどもの受け入れを行うために、放課後児童支援員の加配（職員の配置）を行います。また、障害に対する専門知識を習得するための研修の案内等の提供を行い、可能な限り受け入れを行います。	子育て支援課
	<低所得世帯民間放課後児童クラブ利用支援補助> 低所得世帯の民間放課後児童クラブの利用希望者の、経済的負担の軽減のため、利用料の補助を行います。	子育て支援課
	<放課後児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策> 放課後児童クラブにおける育成支援や活動内容について、ホームページなどを通じて、利用者や地域住民に対し広く周知を図ります。	子育て支援課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 社会教育の 充実	<体育施設及び社会教育施設の使用料免除> 体育活動及び文化芸術活動をはじめとする地域のこどもたちの社会教育活動を支援するため、市内の中学生以下が半数以上で構成する団体が、体育施設及び社会教育施設を使用する場合について使用料を免除します。	社会教育課

基本施策3 妊産婦及び乳幼児等の健康の確保及び推進

1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない支援の充実

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化、核家族化や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化により、母子を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。

こうした状況に対応するため、妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、育児不安を軽減することが求められています。そのため、保健指導や健康診査、相談・各種健康教室等の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。令和7年4月より、「こども家庭センター」が母子保健と児童福祉の一体的な支援を担う拠点として、保護者のさまざまな相談に応じ、地域の支援サービスとつなぐ役割を果たします。

また、地域の中で安心してこどもを産み育てられるようにするため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 母子保健サービスの充実	<こども家庭センター すくサポ> 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両方の機能を持つ支援拠点として、こども家庭センターすくサポを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として一体的な相談支援を行います。	健康づくり課
	<母子健康手帳の交付> 妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また、出産後、こどもが健やかに成長できるよう、母子健康手帳を交付し、活用を促します。	健康づくり課
	<妊婦面接の実施> こどもを安心して産み、育てることができるよう、妊娠届出時と妊娠後期（妊娠8か月から9か月時）に母子保健コーディネーター（助産師や看護師）や保健師等が妊婦に対し助言・指導を実施しています。特に特定妊婦・要支援妊婦（若年妊婦や望まない妊娠など）は、地区担当保健師と連携し早期に介入し訪問・電話等により指導・支援をしています。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 母子保健サービスの充実	<p><産婦・新生児訪問></p> <p>出生通知書をもとに生後2か月までの間に保健師が家庭訪問を実施し、乳児の発育状況と産婦の健康状態を確認し、必要な助言・指導を実施しています。</p> <p>また、産後うつ病の早期発見のため、エジンバラ産後うつ病質問票を自記式で実施し、得点の高い産婦は継続的に支援しています。</p>	健康づくり課
	<p><乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）></p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。</p> <p>乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会とすることにより乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的としています。</p>	健康づくり課
	<p><産後ケア></p> <p>産後、安心して子育てができるよう助産師等による心身のケアや育児サポートが、宿泊型と訪問型の方法により受け取ることができます。</p>	健康づくり課
2. 乳幼児の健康の保持増進を目指した取組	<p><妊婦健康診査費用の助成></p> <p>お腹の赤ちゃんの成長や、妊婦の健康状態を確認するため、妊婦健康診査費用14回を助成します。</p>	健康づくり課
	<p><乳幼児健診></p> <p>異常の早期発見や早期治療につなげることを目的に、3か月・9か月・1歳6か月・3歳児健診を集団健診にて実施しています。また専門職による個別相談も実施し、子育てに関する助言・指導をしています。</p> <p>未受診で連絡がない場合は、保健師が電話や訪問等を行い、状況把握に努めています。</p>	健康づくり課
	<p><2歳児歯科健診・フッ素塗布></p> <p>乳歯が生え揃い始め、むし歯の保有率が増え始める前の段階で、歯科健康診査とあわせフッ素塗布を実施しています。</p>	健康づくり課
	<p><こどもの予防接種 予防接種法に基づく定期接種（A類疾病）></p> <p>接種率の向上をめざし、感染症の流行状況、ワクチンの効果及び有害事象・副反応に関する情報を得るとともに、VPD（ワクチンで防げる病気）の流行を防ぎます。また、市内医療機関と連携を図り、ワクチンの目的にかなうより良い効果と、安全な予防接種実施を目指します。</p>	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 乳幼児の健康の保持増進を目指した取組	<p><インフルエンザ予防接種費用の助成></p> <p>小児季節性インフルエンザの任意予防接種費用を、銚子市に住民登録がある生後6か月から中学校3年生までのこどもに助成します。</p>	健康づくり課
	<p><ママパパ学級></p> <p>妊娠中の異常を予防し、安全な妊娠出産を促すための講話や、保育を事前学習することで産後の不安や悩みの軽減を図れるよう支援しています。</p> <p>また、父親の役割を学び夫婦で共同してより良い育児が行えるよう父親向けの内容も実施しています。</p>	健康づくり課
	<p><乳幼児健康相談></p> <p>こどもの発育・発達や子育てに関する相談を保健師や管理栄養士、歯科衛生士が実施しています。</p>	健康づくり課
	<p><2歳児すくすくルーム></p> <p>保育所や幼稚園に通所していない2歳6か月児とその保護者を対象に、集団遊びや健康教育、個別相談を実施します。</p>	健康づくり課
	<p><親子遊び教室></p> <p>発達面が気になる幼児とその保護者を対象に、小集団遊びを通して成長を促し、個性に応じた関わり方ができるようにしています。</p>	健康づくり課
	<p><療育発達相談・ことばの相談></p> <p>発達や言葉の遅れが気になる子をもつ保護者を対象に、小児科医・臨床心理士・言語聴覚士による個別相談を実施します。</p>	健康づくり課
	<p><歯みがき巡回教室></p> <p>市内幼稚園や保育所（園）に通うこどもとその保護者を対象に、歯科衛生士と管理栄養士が歯みがき指導や、虫歯予防の食生活について、集団教育を実施しています。</p>	健康づくり課
	<p><新生児聴覚検査費用の助成></p> <p>先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成します。</p>	健康づくり課
	<p><5歳児健康診査の実施に向けての検討></p> <p>幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害等、個々の発達の特性が認知される時期において、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につなげる目的で5歳児健康診査の実施について関係機関等と検討します。</p>	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
3. 経済的負担の軽減	<p><妊婦のための支援給付></p> <p>妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊娠届出時と新生児訪問時に給付金について説明し、対象者に給付します。</p>	健康づくり課
	<p><養育医療費の助成></p> <p>身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合に養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。</p>	子育て支援課
	<p><子ども医療費の助成></p> <p>こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、銚子市内在住の高校3年生等（18歳になる年度末）までのこどもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。</p>	子育て支援課

2 次世代の健康を育む保健サービスの充実

こどもたちを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しており、そのため、学童期・思春期から成人期に向けた包括的な保健対策の充実が必要です。性に関する科学的な知識の啓発や発達段階に応じた適切な教育がますます重要視されています。また、教育関係者や保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うことが求められています。

こうしたことから、妊娠前前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を広め、思春期のこどもの身体的・心理的状况を理解し、その行動を適切に受け止めることができる地域づくりに努めます。また、喫煙や薬物等に関する教育の充実、健康に関する思春期の課題の重要性を認識した保健対策を強化し、幅広い関係者が協力してこどもの問題行動の未然防止に取り組むことが重要です。

また、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重する意識を育み、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するための行動を促進し、こどもの心のケアのための相談体制の充実を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 健康・性に対する正しい理解の普及啓発	<食育授業> 市内小学校と連携し、小学4年生を対象に減塩啓発を目的とした食育授業を実施するとともに、学校からの依頼に応じて「朝食のすすめ」や「バランスのよい食事の推進」に取り組みます。	学校教育課 (指導室) 健康づくり課
	<教育相談> こどもの悩みや相談に関して、教育相談活動を行います。学校は解決の方法を一緒に考えたり、アドバイスをしたりしながら、よりよい学校生活を目指します。	学校教育課 (指導室)
	<健康教室の開催> 喫煙やアルコール、薬物などに対する正しい知識を深めるため、健康教室を開催します。	健康づくり課 学校教育課 (指導室)
	<思春期教室の開催> 市内小・中学生を対象に、学校と連携し命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症などについての正しい理解を深めるため、思春期教室を開催します。	健康づくり課
	<生理用品の無償配布> 来庁した希望者に生理用品を無償で配布します。また、市内全ての小中学校、市立高校において、希望する児童・生徒に生理用品を無償で配布します。	社会福祉課 (社会福祉室) 学校教育課 (学校教育室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 相談体制の 充実	<p><スクールソーシャルワーカーの活用></p> <p>不登校など、こどもが抱える問題の解決のため、千葉県が雇用するスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭訪問等を通じた家庭への支援の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><スクールカウンセラーの配置></p> <p>こどもの悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有する千葉県のスクールカウンセラーによる、専門的なカウンセリングを行います。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><しおさい学級></p> <p>様々な原因により不登校状態が続いているこどもへの積極的援助を行い、集団への適応力を養いながら学校生活への復帰を支援します。通級制で、適応指導、カウンセリング、教科指導を行います。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><青少年指導センター></p> <p>不登校やいじめ等の様々な問題に対して、悩みを抱えるこどもや保護者の相談に関して、解決の方向性を見出すために助言と支援を行います。欠席が続いているこどもについては、学校訪問や家庭訪問を実施し、解消に努めます。</p>	<p>社会教育課 (青少年指導センター)</p>

3 食育の推進

こどもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に重要な役割を果たし、生涯にわたって健全な心と身体を育む基礎となります。近年、共働き世帯の増加や家庭の多忙化に伴い、朝食の欠食や食事バランスが崩れがちなこどもが増加しており、肥満や将来の生活習慣病リスクの高まりに影響を与えています。

このことから、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を通じて、こどもたちが自ら食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を選択する力を養うことが重要です。また、食事作りの体験活動やこどもが参加する取組を増やし、実体験を通して食の大切さを学ぶ機会を提供します。

家庭や学校等における食育の推進に加え、地域の特性を生かし、地域全体で食生活改善を進め、こどもたちが食に関する知識と健全な食習慣を身につけられるよう努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 食に関する学習機会の充実	<離乳食教室> 生後4～5か月児の保護者を対象に、離乳初期のポイントと調理実習を、生後6～8か月児の保護者を対象に、離乳中期のポイントと相談、お口のお手入れについての説明を個別対応で実施しています。	健康づくり課
	<乳幼児健康診査での栄養指導> 集団教育については、食の課題の変化に応じ内容を変更しながら取り組んでいきます。	健康づくり課
	<農水産物の収穫や調理などの体験事業> 自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、地元の野菜や水産物などの地産地消を推進しながら食事の大切さについて周知します。	健康づくり課 子育て支援課 水産課、農産課 学校教育課 (指導室)
	<魚食普及> 県及び銚子市漁業協同組合など関係者への魚食普及の後方支援を行います。	水産課
	<食育授業> 市内小学校と連携し、小学4年生を対象に減塩啓発を目的とした食育授業を実施するとともに、学校からの依頼に応じて「朝食のすすめ」や「バランスのよい食事の推進」に取り組みます。	学校教育課 (指導室) 健康づくり課
	<銚子のさかなの日> 市内関係機関と連携し、地元の水産物を活用した給食メニューを開発、提供し、併せて郷土料理や伝統的な食文化などを紹介するとともに食育事業を推進していきます。	学校給食センター

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 食に関する学習機会の充実	<p>＜動画配信によるレシピ紹介＞</p> <p>銚子市ホームページから離乳食や妊娠期のおすすめレシピの紹介などの情報を発信します。</p>	健康づくり課

基本施策4 個性と創造性を育む教育の充実

1 家庭教育の充実

家庭教育とは、人が生活していくうえでの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えても過言ではありません。家庭には、社会で生活していくための基本的なルールや価値観をこどもに正しく身に付けさせる役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭環境や社会状況の変化により、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親による暴力や子育ての放棄といった児童虐待が増加しており、その背景には子育ての負担感や社会的な孤立といった要因が影響しています。

このような課題に対応するため、こどもの発達段階に応じた家庭教育の学習機会を提供するとともに、子育て中の親が家庭教育について気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 家庭教育の充実	<ブックスタート> 市が実施する3か月児健康診査を受ける乳児とその保護者を対象として、ブックスタートパックを配布しながら、絵本の紹介と読み聞かせを行い、親子が触れ合う場を提供します。	社会教育課 (公正図書館)
	<家庭教育学級> 家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより、地域としての子育て支援の充実を図ります。	社会教育課 (生涯学習室)

2 未就学児教育の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり健全な発達や社会性を培うための基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした「生きる力」を身に付けることが大切です。さらに、充実した幼児期の生活は児童期への健全な発達の土台となります。

また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、地域のこどもの数が減少している現在、子どもを中心に考えると、これらの施設の枠を超えて子どもたちが友だちと十分に関わりながら育つ環境が必要です。そのため、関係職員の研修機会を充実させ、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校との連携を強化し、家庭教育とも協力しながら教育効果の向上に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 幼児教育の充実	<幼稚園における子育て支援> 未就園児への園開放を実施し、在宅での子育てを支援します。	子育て支援課
	<幼稚園・認定こども園・保育所（園）・小学校との連携> 幼稚園・認定こども園・保育所（園）・小学校が連携し、職員間の交流や合同学習、情報の共有等を図ることで、相互の教育・保育内容について理解を深め、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた適切な指導、支援につなげます。	子育て支援課 学校教育課 （指導室）
	<インクルーシブ保育の実施> 児童発達支援センターわかばの子どもと交流を行い、多様な特性のあるこどもの生活を体験することで、一人ひとり違いがあることを実感することができる保育を目指します。	子育て支援課
	<高齢者との交流の実施> 世代間交流の一環として、老人施設を訪問し歌や踊りの披露を通じて高齢者とふれあい、優しさや思いやりの心を育てます。	子育て支援課
	<保育所等巡回支援事業の実施> 千葉県からの委託事業により、保育内容や保育所運営に係る知識を有した者（保育士支援アドバイザー、保育事業者支援コンサルタント）が、巡回相談を行うことにより保育人材の確保を目指します。	子育て支援課

3 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、こどもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員が身に付けるべき資質能力の向上を目指し、夏季研修（ジオパーク講座・出前サポート塾・若手研修会）や教務主任研修会など、学んだことを実践に生かせるような内容で開催することにより、指導力の向上を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 学校教育の充実	<基礎・基本の確実な習得> 付けたい力を明確にして言語活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。	学校教育課 (指導室)
	<学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進> 地域の教育資源や人材を活用して学ぶ機会を充実させ、ふるさと銚子のよさや素晴らしさに気付かせることで、郷土への誇りを育みます。	学校教育課 (指導室)
	<読書活動の充実> 学校図書館司書を小・中学校に配置し、学校図書館の整備・充実を図るとともに、朝読書や読み聞かせ、ブックトークなどにより、自ら進んで本に親しむ意欲と態度を育成します。	学校教育課 (指導室)
	<グローバル化に対応した教育の充実> 小学校外国語活動補助員及びALTとの効果的なチームティーチングを通して外国語教育の充実を図ります。	学校教育課 (指導室)
	<家庭と教育と福祉の連携の推進(トライアングル・プロジェクト)> 発達障害のあるこども等に対して、教育と福祉の関係機関が、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制の整備を行います。教育・福祉の関係機関と福祉事業所との関係を構築する「連絡会議」や協議の「場」の設置を目指します。	社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 学校教育の 充実	<p><職場体験学習への支援></p> <p>中学校2年生を対象に、こどもが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、家庭や地域、企業と連携した職場体験活動を行い、組織的・継続的なキャリア教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><土曜教室></p> <p>小学校2年生から6年生を対象に、自主的な学習習慣を身につけることを目的として毎月1回学習教室を開催します。</p>	<p>社会教育課 (生涯学習室)</p>
	<p><「銚子ジオパーク」見学学習></p> <p>雄大な「屏風ヶ浦」などを見学し、体験を通して地層の成り立ちや大地の活動について学習する機会を提供すると同時に、銚子の魅力の再発見に貢献します。また、座学によってさらに学習を深めることも可能です。</p>	<p>社会教育課 (文化財・ジオパーク室)</p>

4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担うこどもたちが健全に成長することは、誰もが望むことです。しかし、急激な情報化の進展などにより、こどもを取り巻く有害な社会環境から受ける悪影響が懸念されています。特に、インターネットの普及に伴い、こどもたちは容易に有害な情報に触れる可能性が高まっており、これに対する対策が急務です。

こうしたことから、関係機関や地域住民、ボランティアなどと協力し、有害図書等の調査やこどもにとって有害な施設への立ち入り制限を実施するとともに、インターネットの適切かつ安全な利用を促進します。また、「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の普及促進や保護者への啓発活動を通じて、家庭内での適切な管理を推進します。

さらに、関係業界に対する自主的な措置を求めるとともに、家庭、学校、地域における情報モラル教育を充実させ、こどもたちがデジタル社会に適應するための力を養います。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. こどもを取り巻く有害環境対策	<合同補導活動の実施> 全市の祭礼行事（花火大会）の夜間における合同補導活動を実施します。 青少年補導員連絡協議会による、県下一斉合同パトロール（夜間補導、列車補導）を実施します。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<有害図書等立入り調査> 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある有害図書を定められた方法で区分陳列しているか、また、青少年への販売や閲覧を制限する表示をしているか、図書取扱店に立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<携帯電話等販売店への立入調査> 青少年が使用する携帯電話・スマートフォンについてフィルタリングサービス内容等の説明、書面の交付を行っているか。また、保護者からの申し出の書面、記録を保存しているか、立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<カラオケボックスへの立入調査> 深夜に青少年を入場させていないか。また、青少年の深夜入場禁止の表示をしているか、立入調査を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)

基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備

1 良質な居住環境の確保

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは、子どもたちの健全な成長にとって不可欠な基盤であり、住宅はそのための重要な要素の一つです。特に、家庭環境の質は子育ての安心感を高め、子どもが心身ともに健康に育つための基礎となります。近年、子育て家庭の多様なニーズに対応するため、居住環境の質が求められており、良質な住宅や住環境の整備が一層重要視されています。

そのため、居住の安定を図ることを目的として、子育て家庭のニーズに対応した情報提供の充実や、支援制度の普及を推進し、子育てしやすい地域社会の形成に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 子育て世帯に対する住まいの支援	<特定市営住宅の優先入居> 特定市営住宅においては、結婚後5年以内の夫婦で、それぞれの年齢がおおむね20歳から39歳までの者がいる世帯を優先的に選考します。	都市整備課 (都市整備室)
	<市営住宅の入居者募集案内の情報提供> 市ホームページや広報紙等を活用し、所得水準が低く住宅に困窮しているファミリー世帯に対し市営住宅の入居者募集案内の情報提供を行います。	都市整備課 (都市整備室)
	<銚子市住宅リフォーム助成> 本市に住所を有する者が市内業者の施工により行う20万円以上のリフォーム工事に対して補助します。	都市整備課 (都市整備室)

2 こどもたちの安全の確保

こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯ボランティアや関係団体、PTA等の学校関係者、地域の協力を得て、通学路等のパトロールや防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を行い、防犯意識の向上に努めます。

こどもを交通事故から守るため、生活道路や事故の危険性が高い通学路においては、歩道の整備や車両速度抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の整備を推進します。また、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制を強化し、交通事故の防止の取組を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. こどもを犯罪から守る取組	<地域ぐるみでこどもを見守るための対策等> 声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<交通安全・防犯用品等の配付事業> 市内小学校、銚子特別支援学校の新一年生に、交通安全協会と連携し交通安全帽子、ランドセルカバー、防犯ブザーを配付します。	総務課 (危機管理室)
	<こども110番の家の協力依頼> こどもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番の家」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。	社会教育課 (生涯学習室)
	<危機情報の共有体制の推進> こどもを犯罪から守るための不審者情報等をメール配信します。また、市のホームページに情報を掲載し、関係機関と連携を深めます。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<青少年指導センター> 青少年の初発型非行防止を図るため、青少年補導員をはじめ、関係機関・団体と連携して補導活動を実施します。また、青少年やその保護者、学校から青少年に関わる相談活動や支援活動を行います。	社会教育課 (青少年指導センター)
	<青色回転灯搭載車によるパトロール> 青少年を狙った犯罪を抑止するため、青色回転灯搭載車によるパトロールを実施します。	社会教育課 (青少年指導センター)
2. 交通安全対策の強化	<交通安全教室の開催> 保育所（園）・幼稚園で、心身の発達段階に応じた交通安全教室を実施します。	総務課 (危機管理室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
2. 交通安全対策の強化	<p><未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施></p> <p>保育所（園）・幼稚園において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険個所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。</p>	子育て支援課
	<p><銚子市通学路交通安全プログラム></p> <p>こどもの通学の安全確保のために、関係機関（銚子警察署・銚子土木事務所・市都市整備課土木室・市総務課危機管理室・子育て支援課）が連携して通学路の合同点検を実施します。</p> <p>全小学校を3つのグループに分け、各校5年に1回のサイクルで点検を行い必要な対策を講じます。その結果についてはホームページ等で公表しています。</p> <p>幼稚園・中学校においても、自校（園）で対応が不十分と判断した場合は、希望により合同点検を実施しています。</p>	学校教育課（指導室） 都市整備課（土木室） 総務課（危機管理室） 子育て支援課
	<p><新入生を中心とする交通安全教室></p> <p>毎年4月から5月にかけて、市内の幼稚園・小学校・中学校で、新入生を中心に、「子ども達を交通事故から守る」を目的に、銚子警察署、交通安全協会の協力を得て交通安全教室を開催します。</p>	学校教育課（指導室） 総務課（危機管理室）
	<p><新入生のための校外指導></p> <p>4月当初、市内の小・中学校において、保護者や地元ボランティアの協力を得て、約50地点でこどもの登下校の安全指導を実施します。</p> <p>また、学校・保護者・地域連携による見守り指導は通年で実施しています。</p>	学校教育課（指導室）
	<p><自転車安全教室></p> <p>市内小学校3・4年生を対象に自転車安全教室を行い、安全な自転車の乗り方を指導します。</p>	総務課（危機管理室）
3. 防災教育の充実	<p><津波避難訓練の充実></p> <p>11月5日「津波防災の日」に合わせて、市内全公立小学校・中学校一斉に津波対応の避難訓練を実施します。避難訓練の事前・事後指導で、濱口梧陵の「稲むらの火」を例にふるさとの偉人の功績を紹介しながら、自他の生命の尊重や安全についての意識を高めています。</p>	学校教育課（指導室）

3 こどもの遊び場の整備

こどもたちにとっての遊びは、心身の成長に欠かせないものであり、その重要性は広く認識されています。しかし、近年の少子化の進行などにより近隣に同世代の友達が少なくなったことや、居住地域の遊び場の減少により、家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。

地域資源を効果的に活用し、こどもたちにとってより良い遊び場を提供するためには、すべてを一様に整備するのではなく、遊び場の整備に優先順位をつけることも重要です。こどもたちが身近な場所で安全に、そして生き生きと遊べる環境の整備と維持管理の充実に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. こどもの遊び場の充実	<子育て広場> 家庭で子育てをしている親子が自由に集うことのできる広場です。保健福祉センターで平日（月～金）9時から12時、水・木曜日は13時から16時（会場の都合で開設しない日あり）も実施しています。指導員（保育士など）と一緒に集団遊びを実施します。	健康づくり課
	<こどもの遊び場の整備> 市内には、2か所の児童遊園と43か所のこどもの遊び場が設置されていますが、定期的に遊具の点検を実施し、安全に遊べるように整備するとともに利用していない遊び場については廃止を検討します。	子育て支援課
	<都市公園の整備> 定期的に遊具の点検、清掃などを実施し、こども達が安全に遊べるように整備します。	都市整備課 （都市整備室）
	<こどもルームの設置> 銚子市ジオパーク・芸術センター（旧第八中学校）にこどもルームを設置し、絵本や遊具を配置するなど、親子の居場所づくりを行っています。火曜日から日曜日まで開所し、和室で過ごすこともできます。	社会教育課 （文化財・ジオパーク室）

基本施策6 家庭生活と職業生活の両立の推進

1 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭では、男女がともに家事、育児等について家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児等の大部分を女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識が存在していることから、こうした意識を変え、家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も積極的に家事、育児等に関わることが重要です。

そのためには、男性の仕事中心の意識を見直し、仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルを選択できるよう支援することが重要です。これにより、女性の負担が軽減され、家庭だけでなく仕事や地域活動にも女性が積極的に参画できるようになることが期待されます。

本市でも共働き家庭の増加が進んでおり、性別による役割分担が固定化したままでは女性の負担がさらに増えることになることから、男性が家事・育児に積極的に参加できるよう、情報提供やきっかけづくりの場を提供し、家庭における男女共同参画を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 父親の育児参加の促進	<ママパパ学級の開催> 妊娠中の夫婦を対象に学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康づくり課
2. 広報・啓発活動の推進	<男女共同参画意識の啓発> 家庭や地域社会において、男女が協力して子どもを育てることができるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を実施します。	企画課 (企画室)

2 子育てと仕事の両立支援の推進

働く女性や共働き世帯の増加に伴い、就労形態が多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。保護者がやりがいや充実感を感じながら働きつつ、子育てを安心して続けられる環境を整備することが重要です。そのため、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実はもちろん、企業の協力と理解が不可欠です。企業には、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出、テレワークやフレックスタイム制度の普及など、柔軟な働き方改革を進めるための取組が求められています。

また、父親も含めた育児休業の取得促進や、労働時間の短縮などの施策を国や県、関係団体と連携して推進し、広く啓発活動を行うことで、子育ての時間を確保し、健康で心豊かな生活が送れる社会を構築します。さらに、家庭内での子育てに関する意識改革を促し、共働き家庭や専業主婦など、あらゆるライフステージでの協力を推進することにより、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 仕事と子育ての両立支援	<保育施設における保育内容の充実> 市内保育施設の保育サービス（延長保育、一時預かり事業等）の充実を図ります。	子育て支援課
	<子育てしやすい職場環境整備の普及啓発> 仕事と子育ての両立が図られるよう、労働環境の改善に向けて関係機関と連携して普及啓発に取り組みます。	観光商工課 （産業振興室）
2. 仕事と生活に関する意識啓発	<働き方改革の普及啓発> 関係機関と連携し、育児休業、介護休業制度や看護休暇など各種休暇制度に関する周知と休暇取得促進の普及啓発に取り組みます。	観光商工課 （産業振興室）
	<ワーク・ライフ・バランスの普及啓発> 関係機関と連携し、一人ひとりが多様な生き方や働き方を実現できるよう事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスについての周知を図ります。	観光商工課 （産業振興室）

基本施策7 援護を必要とする子育て家庭への支援

1 児童虐待防止対策の強化

令和4年度の全国の児童虐待相談対応件数は214,843件で、統計を取り始めて以来、毎年増加しています。児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問等を通じて、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応を強化します。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報共有を図り、対応を強化します。

さらに、児童虐待防止や家庭支援のための拠点となる「こども家庭センター」では、家庭内での問題が深刻化する前に適切な支援を行うとともに、専門スタッフによる育児相談、家庭訪問、必要に応じた関係機関への連絡調整を行い、支援の継続性と迅速性に努めます。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策の強化	<こども家庭センター すくサポ> 子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両方の機能を持つ支援拠点として、こども家庭センターすくサポを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として一体的な相談支援を行います。	健康づくり課
	<要保護児童対策地域協議会> 要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児童、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関し、児童相談所を始め関係機関と情報共有や支援内容の協議を行います。 代表者会議、実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との情報連携の強化に努めます。	健康づくり課
	<保育所（園）、幼稚園、小中学校での相談> 保育所（園）・幼稚園・小中学校において家庭状況の聞き取りやこどもの観察を行い、児童虐待を発見した場合は、速やかにこども家庭センターすくサポに通告・相談します。	子育て支援課 学校教育課 （指導室） 健康づくり課
	<児童虐待防止の普及啓発> 家庭や地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、産婦・新生児訪問や乳幼児健診でのチラシ配布、民生委員・児童委員などへの周知を図り、年間を通し普及啓発していきます。	健康づくり課

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策の強化	<養育支援訪問事業> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や母子保健事業、関係機関から把握した、養育支援を必要とする家庭に、専門職（保健師や家庭相談員、保育士など）が訪問して相談支援します。	健康づくり課
	<里親制度の普及啓発> 様々な事情により家庭で暮らせなくなったこどもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。	子育て支援課
	<特別養子縁組制度等の普及啓発> 様々な事情により家庭で暮らせなくなったこどもを、永続的に新たな家庭で養育する特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。	子育て支援課
	<銚子市障害者虐待防止センター> 事業者からの障害のあるこどもに対する①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の防止と障害のあるこどもの権利利益の擁護と事業者等への支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<銚子市障害者基幹相談支援センター> 地域の相談支援の拠点として専門職員が、障害のある方やその家族などからの様々なニーズや相談を聞き、一人ひとりの障害特性に対応した専門的な指導・助言を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<療育相談支援事業> 発達の気になるこどもの相談、福祉サービスの利用情報の提供、保健・保育・福祉・教育などの関係機関との連絡調整などを行って、障害のあるこどもの早期発見と療育支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<子育て短期支援事業の実施に向けての検討> 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等で短期間預かりをする事業の実施に向けて検討します。	子育て支援課
	<ヤングケアラーに対する支援> ヤングケアラーやその疑いのある児童について、関係機関と連携し、適切な相談対応を実施します。要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのネットワークを強化し支援を図ります。	健康づくり課 高齢者福祉課 社会福祉課 (社会福祉室) (障害支援室)

2 障害のある子どもへの支援

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの希望や年齢、障害に応じた支援につなげるための情報提供、相談支援、専門的な支援の充実が必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見・療育を目指した乳幼児の健康診査の推進が求められています。そのため、障害の早期発見や療育に向けた取組を強化するとともに、乳幼児期からの相談体制を整備し、各施設や関係機関と連携することで、切れ目のない支援を提供します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある子どもへの支援	<障害児相談支援の提供> 障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<ライフサポートファイルの配布> ライフステージごとに支援者がかわっても、一貫した継続的な支援を実施するための情報提供に使用します。成長とともに、医療、保健、福祉、教育等の関係機関との関わりが増えたり、変わるたびに、子どもに関して説明することの負担軽減と関係機関への必要な情報提供を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<児童発達支援事業> 障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行い、障害のある子どもへの支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<居宅訪問型児童発達支援> 障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・助言等の支援を行います。	社会福祉課 (障害支援室)
	<日中一時支援事業> 日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある子どもの日中における活動の場を確保し、障害のある子どもの家庭の就労支援と家族の一時的な休息を図ることを目的とします。	社会福祉課 (障害支援室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある 子どもへの支援	<p><銚子市児童発達支援センターわかば></p> <p>地域における中核的支援施設として位置づけ、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めます。また、地域の障害児支援の質の向上とインクルージョンの取組の推進を進めるとともに、関係機関と緊密な連携を図り、重層的に障害のある子どもへの支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (児童発達支援センターわかば)</p>
	<p><保育所等訪問支援></p> <p>保育所(園)等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室)</p>
	<p><医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置></p> <p>医療的ケアが必要な子どもが適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)</p>
	<p><医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置></p> <p>医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を目指します。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室)</p>
	<p><家庭と教育と福祉の連携の推進(トライアングル・プロジェクト)></p> <p>発達障害のある子ども等に対して、教育と福祉の関係機関が、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制の整備を行います。教育・福祉の関係機関と福祉事業所との関係を構築する「連絡会議」や協議の「場」の設置を目指します。</p>	<p>社会福祉課 (障害支援室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)</p>
	<p><小児言語指導センター></p> <p>言語発達等について、相談活動や指導を行います。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><教育相談窓口の設置></p> <p>教育相談窓口の案内をして、保護者や子どもへの支援を行います。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 障害のある 子どもへの支援	<p><特別支援教育補助員の配置> 発達障害のある子ども等への適切な指導が行えるよう、特別支援教育補助員を配置し、支援の充実を図ります。</p>	学校教育課 (指導室)
	<p><教育支援委員会の開催> 医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる教育支援委員会を設置し、障害のある子どもに関し適切な就学指導と継続支援を行います。</p>	学校教育課 (指導室)
	<p><放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ> 地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で重要であることから、障害のある子どもなど、特に配慮を要する子どもについて、受け入れに努めます。</p>	子育て支援課
	<p><放課後等デイサービス> 在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p>	社会福祉課 (障害支援室)

3 ひとり親家庭等の自立支援

令和2年の国勢調査によると、本市の母子世帯は258世帯（一般世帯の1.01%）で、父子世帯は37世帯（一般世帯の0.15%）となっています。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の86.3%が就労しており、母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）、父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）となっています。特に母子家庭では、経済的な支援が必要な状況に加え、物価上昇や生活費の負担増といった近年の社会的な変化により、さらなる支援が求められています。そのため、ひとり親家庭への支援として、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図り、総合的な支援を適切に実施します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. ひとり親家庭等の自立支援	<児童扶養手当> 父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭のこどもや、父又は母が重度の障害の状態にあるこどもが心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	子育て支援課
	<母子・父子自立支援員による相談支援> 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
	<ひとり親家庭等医療費等助成> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもを養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。	子育て支援課
	<高等職業訓練促進給付金等事業> 就職や転職に有利な資格を取得する際に、修学期間の上限4年間について訓練促進給付金を支給して、生活の負担軽減を図る制度です。また、修了後には修了支援給付金を支給します。	子育て支援課
	<DV相談員による相談支援> 配偶者等からの暴力（DV関係）・離婚問題などに関する相談支援を行います。	子育て支援課
	<特別児童扶養手当> 精神又は身体に重度又は中程度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満のこどもを監護している養育者に手当を支給します。	社会福祉課 （障害支援室）

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. ひとり親家庭等の自立支援	<p><自立支援医療（育成医療）の助成> 身体に障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる18歳未満の子どもに対し、医療費の一部を助成します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><難聴児補聴器購入助成> 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。</p>	社会福祉課 (障害支援室)
	<p><ひとり親家庭の就労支援> ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握したうえで、ハローワークと連携した就労支援を行います。</p>	子育て支援課
	<p><母子・父子・寡婦福祉資金貸付> ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、県の修学資金等の各種資金の貸付の相談・申請を受け付けます。</p>	子育て支援課

4 こどもの貧困の解消に向けた対策

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、養育の問題など様々な要因を抱えており、こどもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうした状況から、こどもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

国は、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、法律の名称は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

本市では、法の基本理念に基づき、家庭、学校、地域、行政が一体となってこどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 早期発見のための取組	<妊婦保健指導の実施> こどもを安心して産み、育てることができるよう、妊娠届出時と妊娠後期（妊娠8か月から9か月時）に母子保健コーディネーター（助産師や看護師）、保健師等が、妊婦に対し助言・指導を実施します。貧困問題等がある場合は、関係機関と連携し、支援します。	健康づくり課
	<養育支援訪問事業> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や母子保健事業、関係機関等から把握した養育支援を必要とする家庭に、専門職（保健師・社会福祉士・家庭相談員・保育士等）が訪問して相談支援します。生活困窮等の状況を把握した場合は、関係機関と連携し、支援します。	健康づくり課
	<保育所（園）・認定こども園・幼稚園入所時の面接・入所後相談> 保育所（園）等の入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取り、こどもの観察を行い、家庭の貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し、支援します。	子育て支援課
	<小・中学校での相談> 学校のこどもの状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携し、支援します。	学校教育課（指導室）

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 早期発見のための取組	<p><地域との連携による早期発見></p> <p>支援を要する家庭に関して、地域の民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会等から連絡を受けたときは、相談に応じ必要な支援につなげます。</p>	<p>社会福祉課 (社会福祉室) 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課 (指導室)</p>
2. 生活の安定に資するための支援	<p><生活困窮者自立相談支援事業 ちょうしサポートセンター></p> <p>生活の悩みや経済的な困りごと、心の問題、健康上の問題、法律に関する問題を抱えている方に対し、相談支援員が一人ひとりに合わせて、一緒に考えながら解決に向けた支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (社会福祉室)</p>
	<p><住居確保給付金></p> <p>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者または喪失するおそれがある者に対して、住居確保のために家賃相当分(生活保護基準額)を支給します。</p>	<p>社会福祉課 (社会福祉室)</p>
	<p><住宅セーフティネット制度の検討></p> <p>低額所得者や子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を支援するため、住宅セーフティネット制度の取組を推進します。</p>	<p>都市整備課 (都市整備室)</p>
	<p><若者(こども)の就労支援></p> <p>働くことに悩みを抱える若者(こども)に対して、ちば北総若者サポートステーションが実施する、出張相談などと連携して就労に向けた支援を行います。</p>	<p>観光商工課 (産業振興室)</p>
	<p><フードバンク事業の利用案内></p> <p>低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった場合などに、食料等の現物給付を行うフードバンク事業者と連携し、支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (社会福祉室)</p>
3. 教育の支援	<p><スクールソーシャルワーカーによる巡回相談></p> <p>見えにくい貧困の問題を早期に福祉制度につなげ、家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーの派遣を県へ依頼します。巡回等により面接相談を行い、必要な支援へ円滑につなげます。</p>	<p>学校教育課 (指導室)</p>
	<p><就学援助事業></p> <p>経済的理由によって就学困難と認められるこどもに対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等を援助します。</p>	<p>学校教育課 (学校教育室)</p>

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
3. 教育の支援	<p><特別支援教育就学奨励費> 障害のあるこどもが特別支援学校や小中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、家庭の経済状況等に応じ、学用品費、通学費、給食費、修学旅行費等を援助します。</p>	学校教育課 (学校教育室)
	<p><生活保護(教育扶助・生業扶助・進学・就職準備給付金)> 「教育扶助」 生活保護世帯の小・中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を支給します。 「生業扶助(高等学校等就学費)」 生活保護世帯の高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を支給します。 「進学・就職準備給付金」 生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くこと等により保護を必要としなくなる方に対して一時金を支給します。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
	<p><育英資金> 経済的理由により高等学校や大学等への修学が困難な生徒等に対し、無利子で育英資金を貸付します。</p>	学校教育課 (教育総務室)
4. 保護者の就労の支援	<p><就労に関する情報提供> 市内の仕事情報を掲載するサイト「See ゴトバ」を活用し、就労に関する情報を提供します。</p>	観光商工課 (産業振興室)
	<p><親の学び直しの支援> 商工会議所や地元金融機関等と連携して、創業スクールの運営や各種セミナーの紹介を行い、起業の基礎知識や様々なビジネススキルを身に付ける機会を提供します。</p>	観光商工課 (産業振興室)
	<p><生活困窮者の就労支援(就労準備支援事業)> 収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた就労支援(ハローワークへの同行支援や、履歴書の書き方の支援など)を行う就労準備支援事業の実施を検討します。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
5. 経済的支援	<p><生活保護> 経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、生活基盤を安定させ、こどもの健全育成を図ります。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
	<p><児童扶養手当> 父又は母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、こどもの福祉の増進を図るための手当を支給します。</p>	子育て支援課
	<p><生活資金貸付事業> 低所得世帯の緊急援護のための生活資金を貸付します。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
	<p><高額療養費貸付事業> 高額医療費の支払が困難な世帯に対して貸付をします。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
	<p><出産育児費貸付事業> 出産費の支払が困難な世帯に対して貸付をします。</p>	社会福祉課 (社会福祉室)
6. 支援体制の整備	<p><こども家庭センター すくサポ> 子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の両方の機能を持つ支援拠点として設置します。全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として、保健師、社会福祉士、母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュなどの専門職が、一体的な相談支援を行います。</p>	健康づくり課
	<p><要保護児童対策地域協議会> 要保護児童対策地域協議会において、関係機関とのネットワークを強化し、要保護児童等(児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児童、望まない妊娠や精神疾患を有するなど事情を有する妊婦)への適切な支援を図ります。</p>	健康づくり課

5 外国籍のこども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援は、市民に等しく提供できるよう努めています。が、言語や文化、慣習の違いによって生活に困難や戸惑いを感じる方も少なくありません。こうした課題に対応するため、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を充実し、外国籍の住民を含め、すべての市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向	事業名／事業内容	担当課
1. 外国籍のこども・家庭への支援	<外国籍の保護者への個別支援> 外国籍の保護者や妊産婦が、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し支援します。	健康づくり課
	<外国籍の家庭への行政サービス情報の提供> 外国籍の人が安心して暮らせるよう、外国語版子ども医療費助成の申請書、児童手当等の現況届、保育所（園）の入所案内など、子育て支援に関連する書類を、英語、中国語に翻訳して行政サービス情報を提供します。	子育て支援課
	<外国籍のこどもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実> 外国籍のこどもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。	子育て支援課
	<外国籍来庁者への窓口での負担軽減> 導入した申請書自動作成システムで対応する言語や申請書の数を増やす等、導入時のシステムを維持しつつ、機能強化に努めます。	市民課 （市民室）

第4章 こども・子育てを取り巻く現状

1 統計でみる本市の状況

(1) 人口の状況

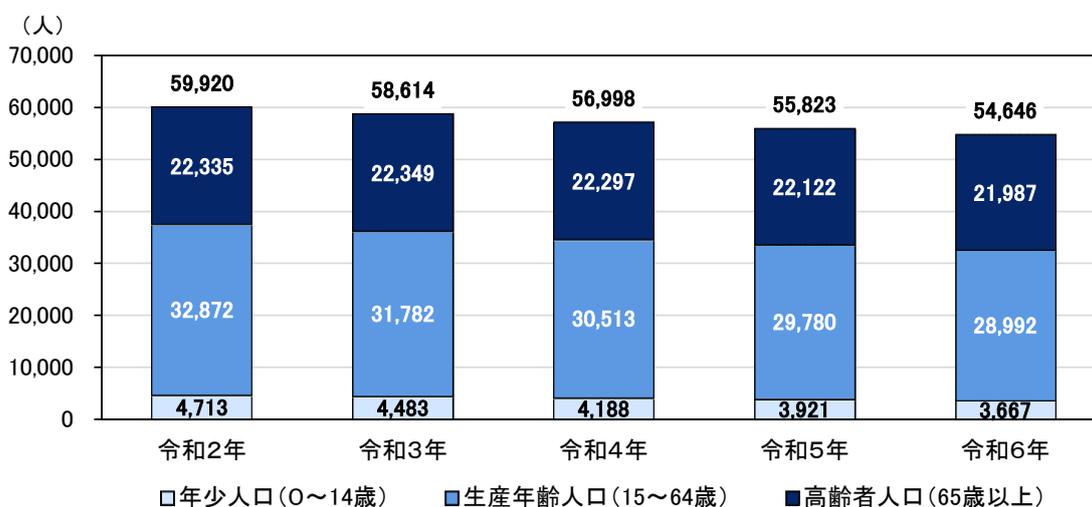
①総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で54,646人となっています。

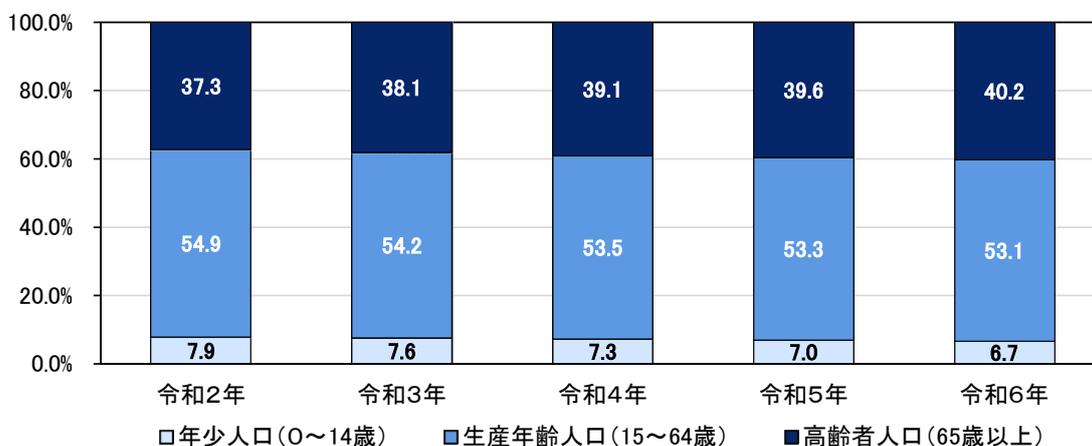
年齢3区分別人口の推移は、すべての区分で減少傾向となっており、令和6年の年少人口は3,667人となっています。

年齢3区分別人口の割合は、令和6年で年少人口が6.7%、生産年齢人口が53.1%、高齢者人口が40.2%となっています。

<総人口と年齢3区分別人口の推移>



<年齢3区分別人口の割合>

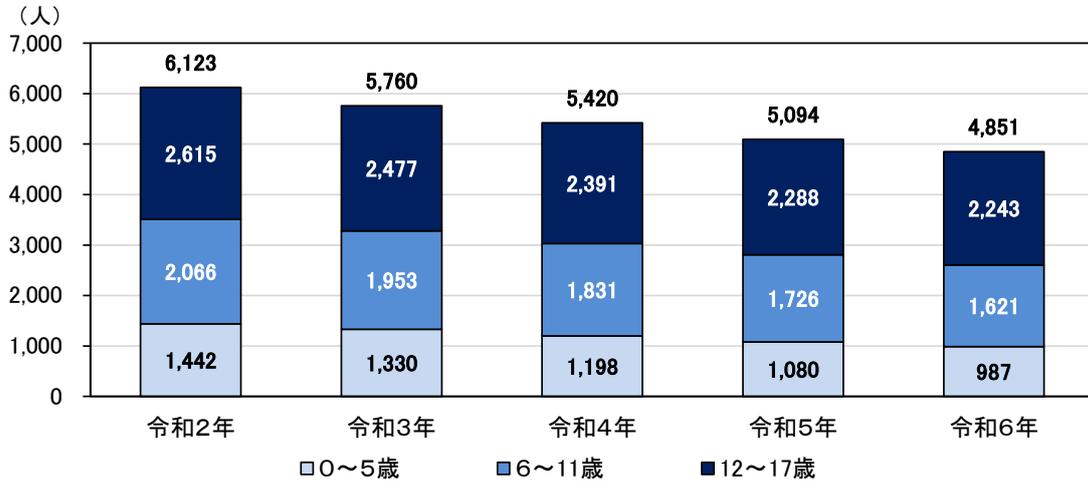


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②18歳未満のこどもの推移

本市の18歳未満のこどもは、減少傾向で推移し、令和6年で4,851人となっています。令和2年の6,123人と比べて1,272人の減少となっています。

＜18歳未満のこどもの推移＞

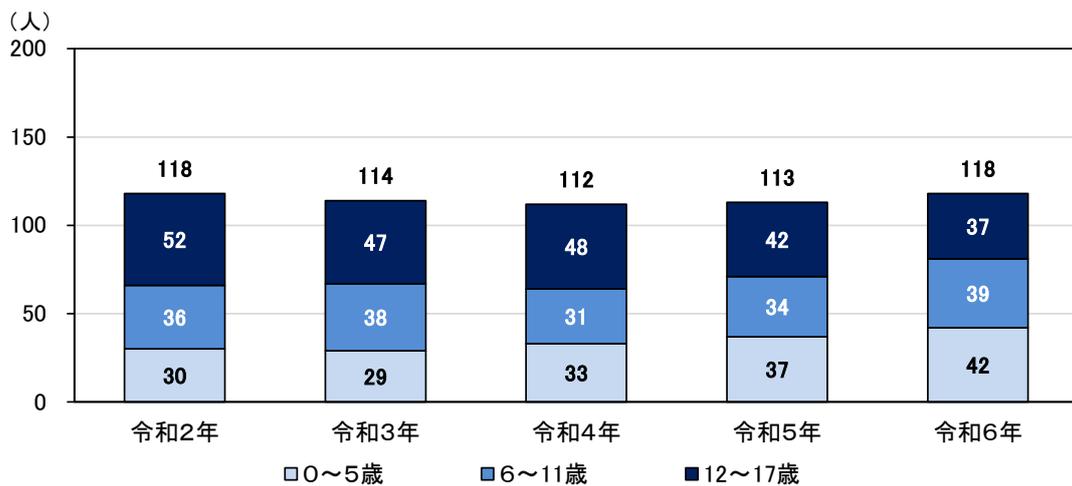


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③外国籍の18歳未満のこどもの推移

本市の外国籍の18歳未満のこどもは、横ばいで推移し、令和6年で118人となっています。

＜外国籍の18歳未満のこどもの推移＞

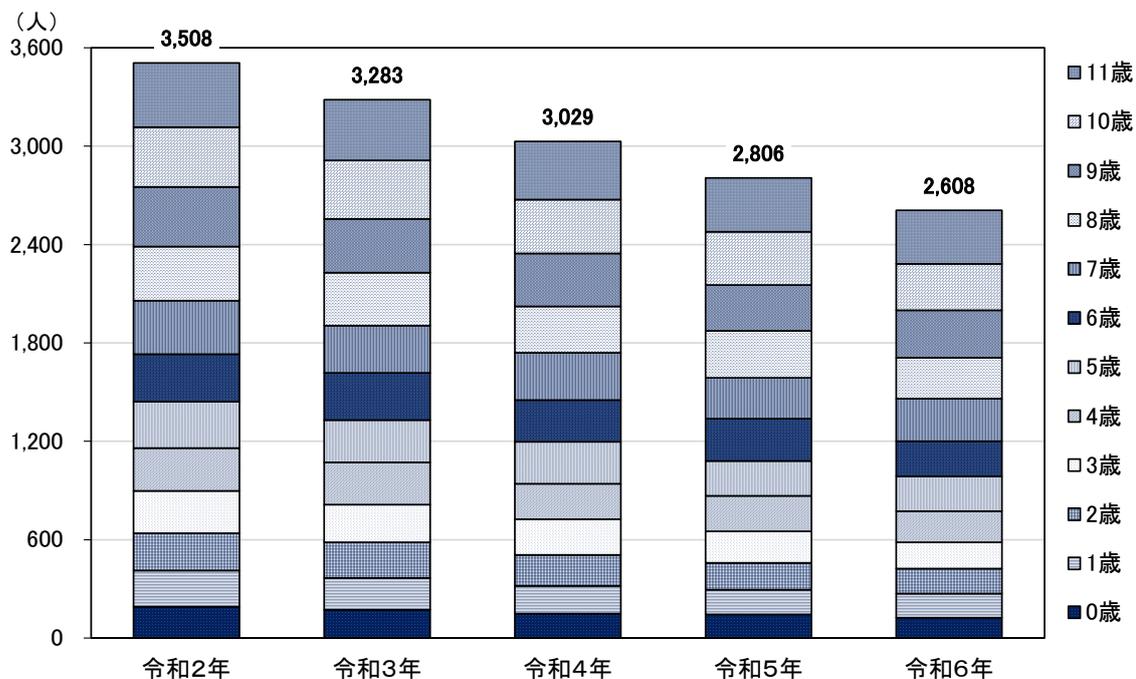


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④11歳以下のこどもの推移

本市の11歳以下のこども（就学前児童及び小学生）は、減少傾向で推移し、令和6年で2,608人となっています。令和2年の3,508人と比べて900人の減少で、内訳としては、就学前児童が455人、小学生が445人の減少となっています。

＜11歳以下のこどもの推移＞



(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (令和2→6年)	
就学前児童	0歳	191	173	149	144	124	△67
	1歳	221	193	169	150	148	△73
	2歳	228	219	190	164	151	△77
	3歳	258	228	217	193	162	△96
	4歳	260	259	216	216	188	△72
	5歳	284	258	257	213	214	△70
	小計	1,442	1,330	1,198	1,080	987	△455
小学生	6歳	290	288	254	257	214	△76
	7歳	325	288	287	250	259	△66
	8歳	331	322	283	287	249	△82
	9歳	363	329	323	279	291	△72
	10歳	365	357	329	325	283	△82
	11歳	392	369	355	328	325	△67
	小計	2,066	1,953	1,831	1,726	1,621	△445
合計	3,508	3,283	3,029	2,806	2,608	△900	

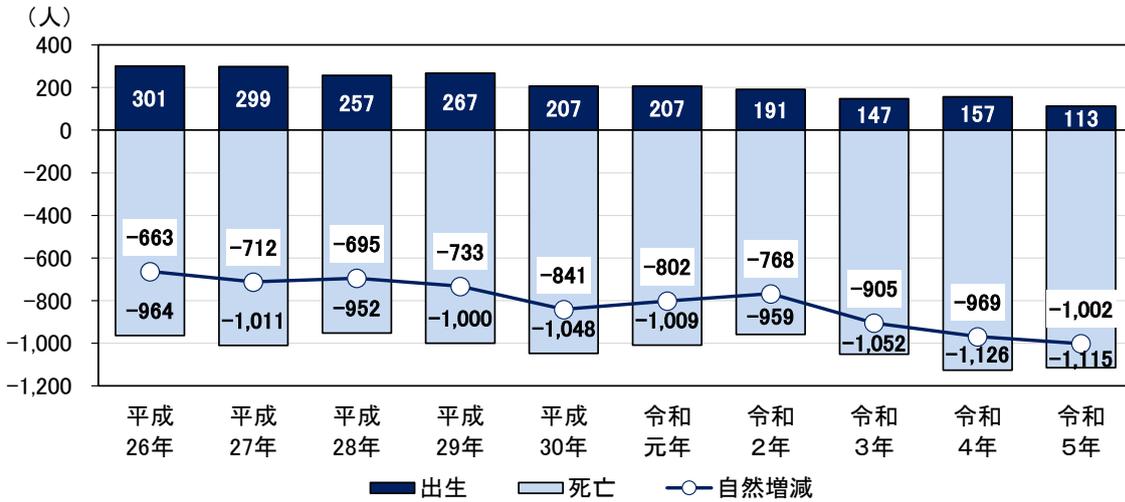
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態・社会動態の推移

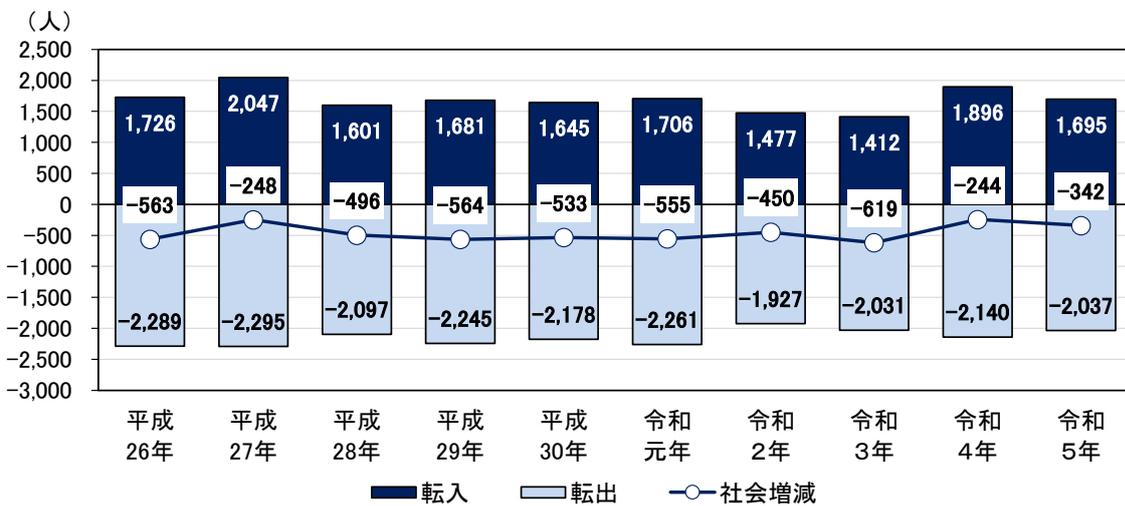
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年には1,002人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年には342人のマイナスとなっています。

＜自然動態の推移＞



＜社会動態の推移＞



資料：千葉県毎月常住人口調査

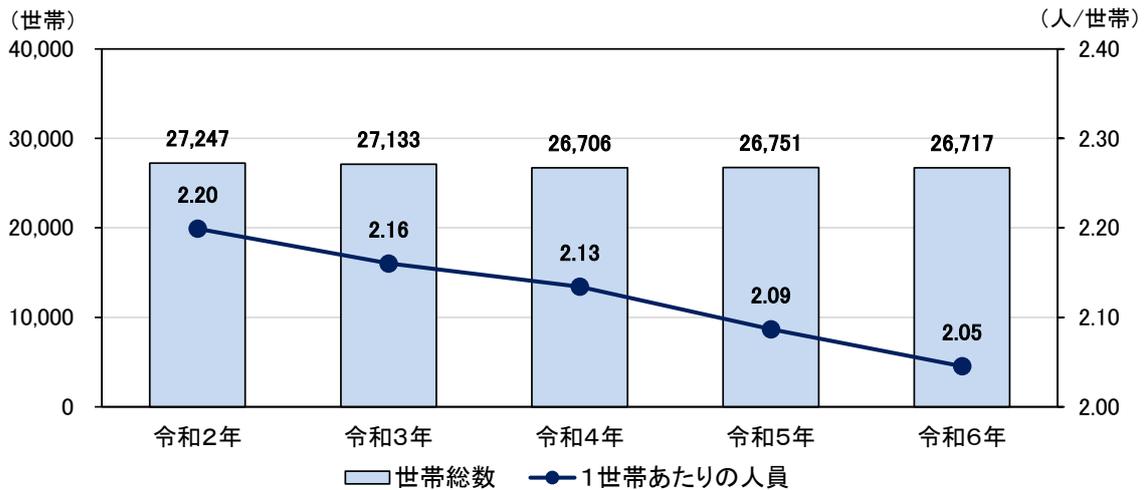
(3) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の世帯数は、減少傾向で推移し、令和6年で26,717世帯となっています。令和2年の27,247世帯と比べて530世帯の減少となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の減少とともに減少で推移し、令和6年は2.05人/世帯となっています。

＜世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移＞



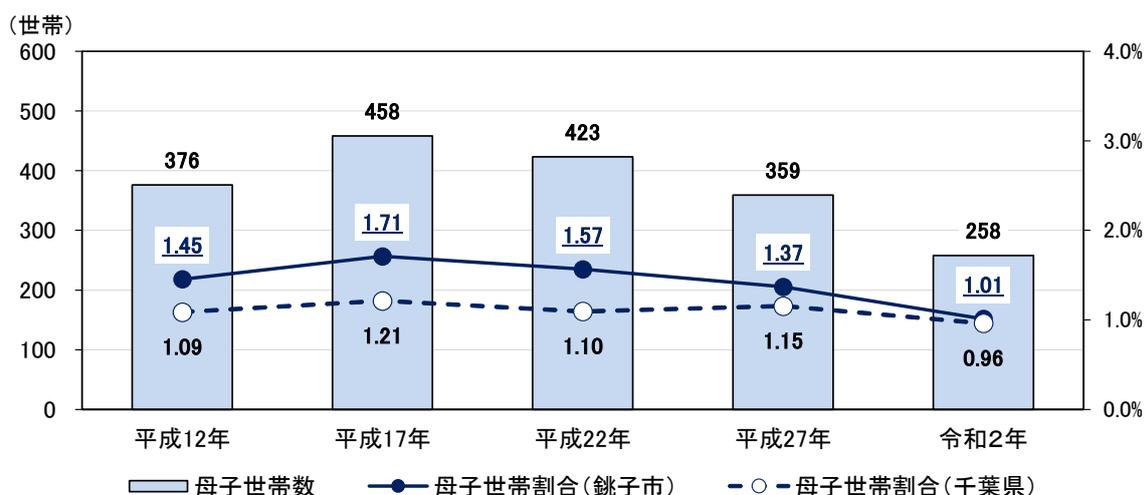
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②母子世帯数・父子世帯数の推移

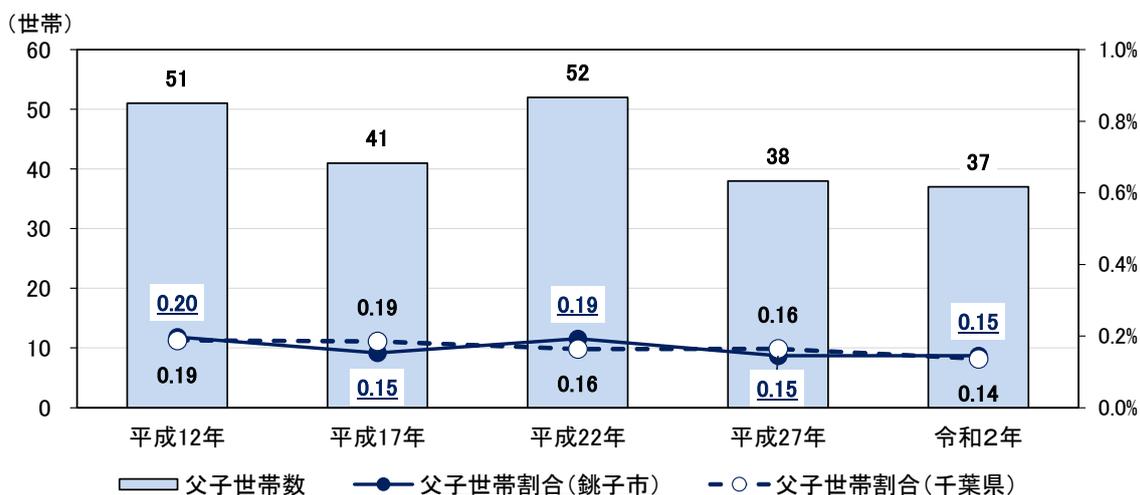
本市の母子世帯数は、平成17年以降、減少傾向で推移し、令和2年で258世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.01%となっています。平成12年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、増加と減少を繰り返しながら推移し、令和2年で37世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.15%となっています。平成12年以降、千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

＜母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合＞



＜父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合＞



＜一般世帯数の推移＞

(単位：世帯)

一般世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
銚子市	25,865	26,782	27,007	26,203	25,505
千葉県	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839	2,767,661

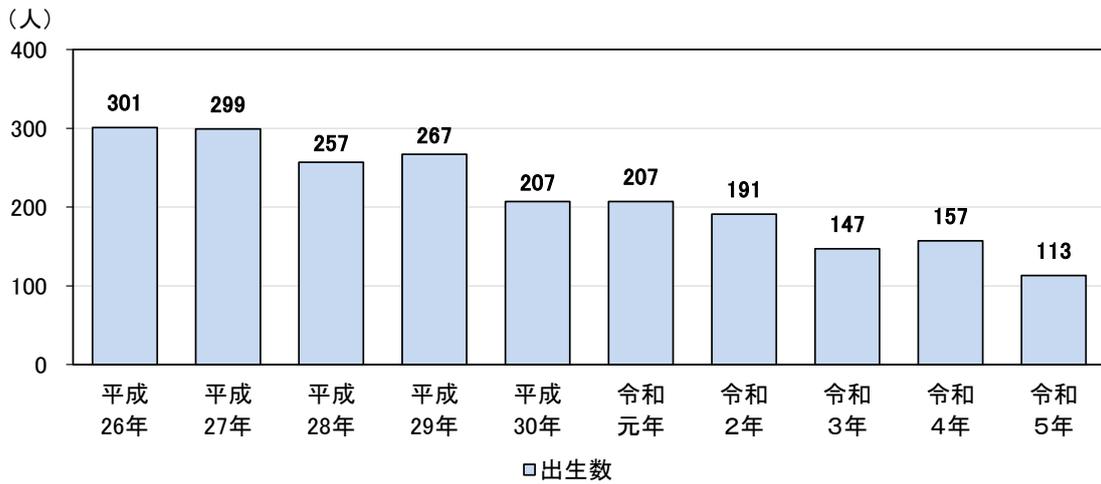
資料：国勢調査

(4) 出生の状況

①出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和5年で113人となっています。平成26年の301人と比べて188人の減少となっています。

<出生数の推移>

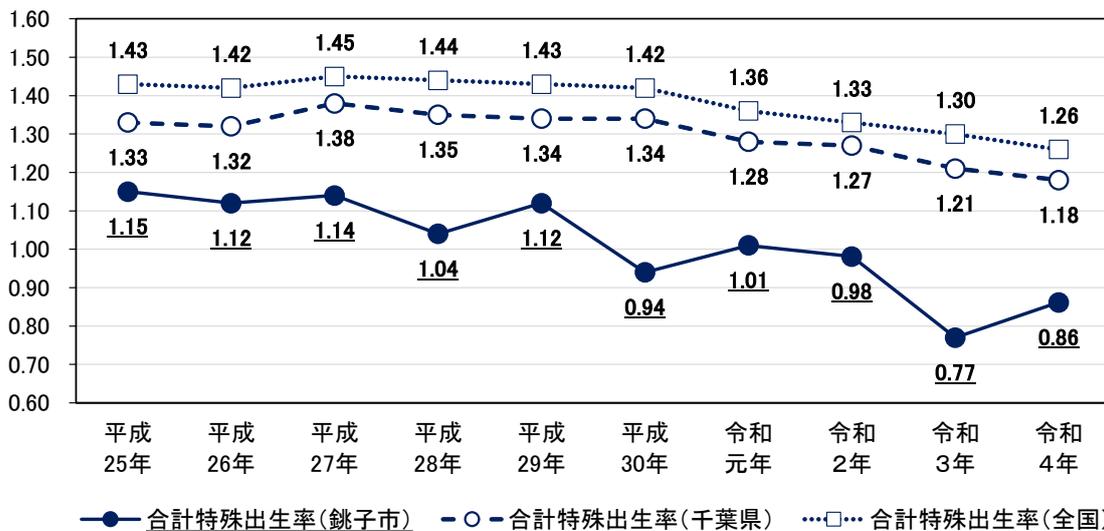


資料：千葉県毎月常住人口調査

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、千葉県、全国の数値を下回り推移し、令和4年で0.86となっています。

<合計特殊出生率>



資料：千葉県衛生統計年報

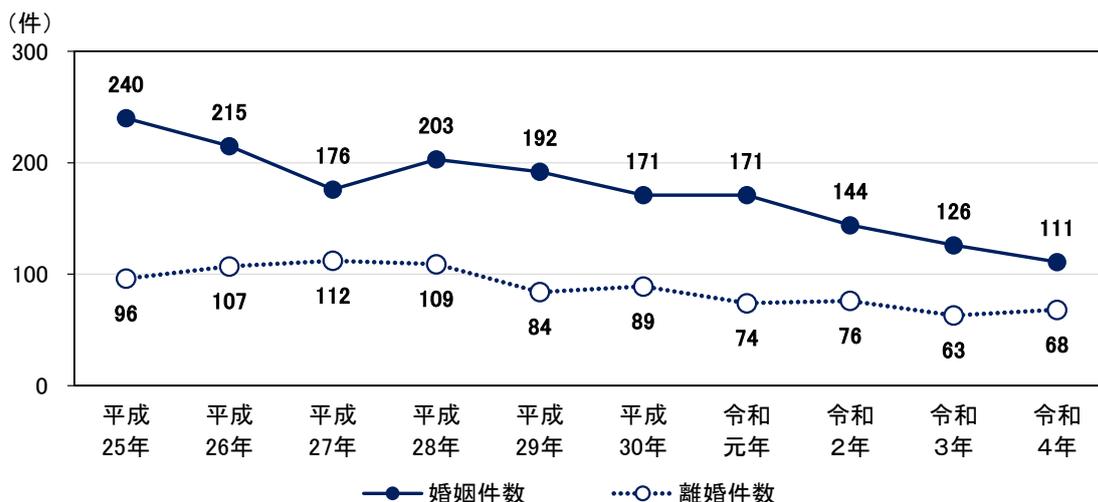
(5) 婚姻の現状

① 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年で111件となっています。平成25年の240件と比べて129件の減少となっています。

本市の離婚件数は、減少傾向で推移し、令和4年で68件となっています。

＜婚姻件数・離婚件数の推移＞



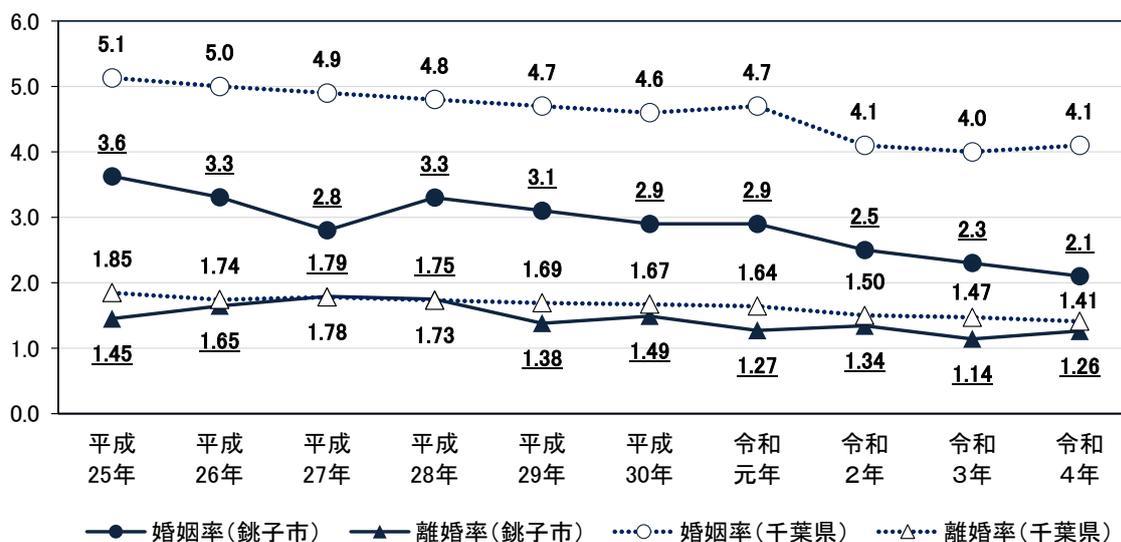
資料：千葉県衛生統計年報

② 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和4年は2.1となっています。

本市の離婚率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和4年は1.26となっています。

＜人口千対の婚姻率・離婚率の推移＞

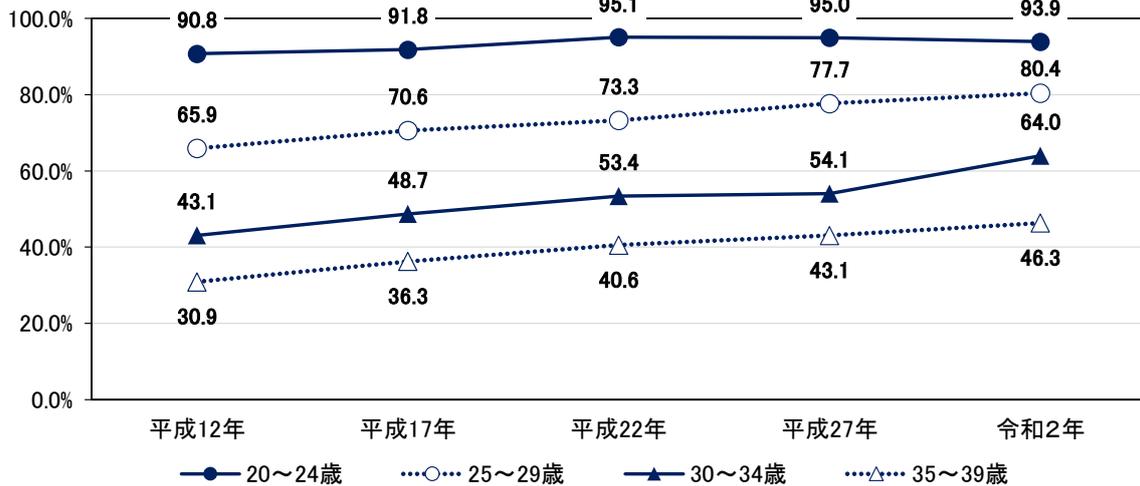


資料：千葉県人口動態統計

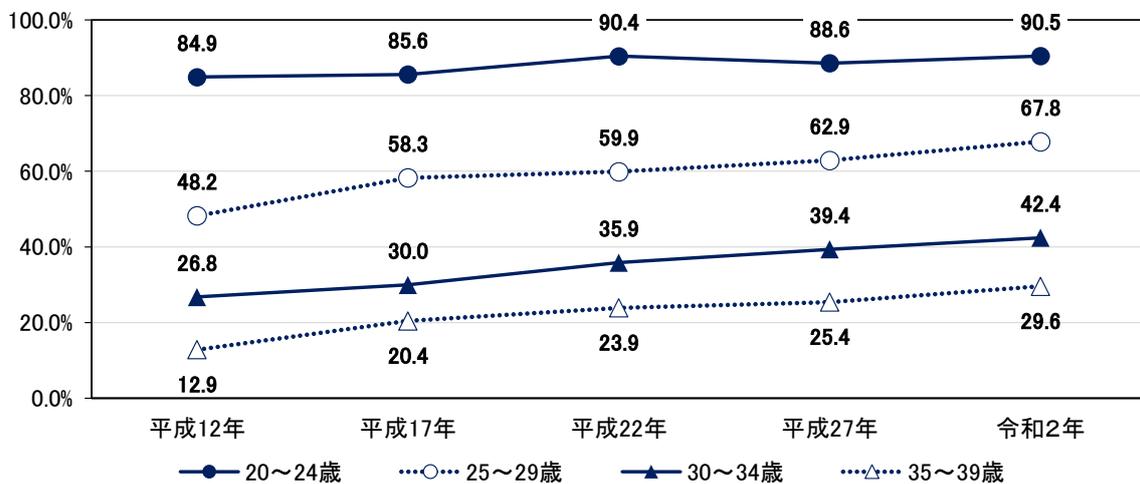
③未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに増加傾向で推移しており、令和2年の未婚率は、男性では、20～24歳が93.9%、25～29歳が80.4%、30～34歳が64.0%、35～39歳が46.3%、女性では、20～24歳が90.5%、25～29歳が67.8%、30～34歳が42.4%、35～39歳が29.6%となっています。

＜5歳階級別の未婚率の推移【男性】＞



＜5歳階級別の未婚率の推移【女性】＞

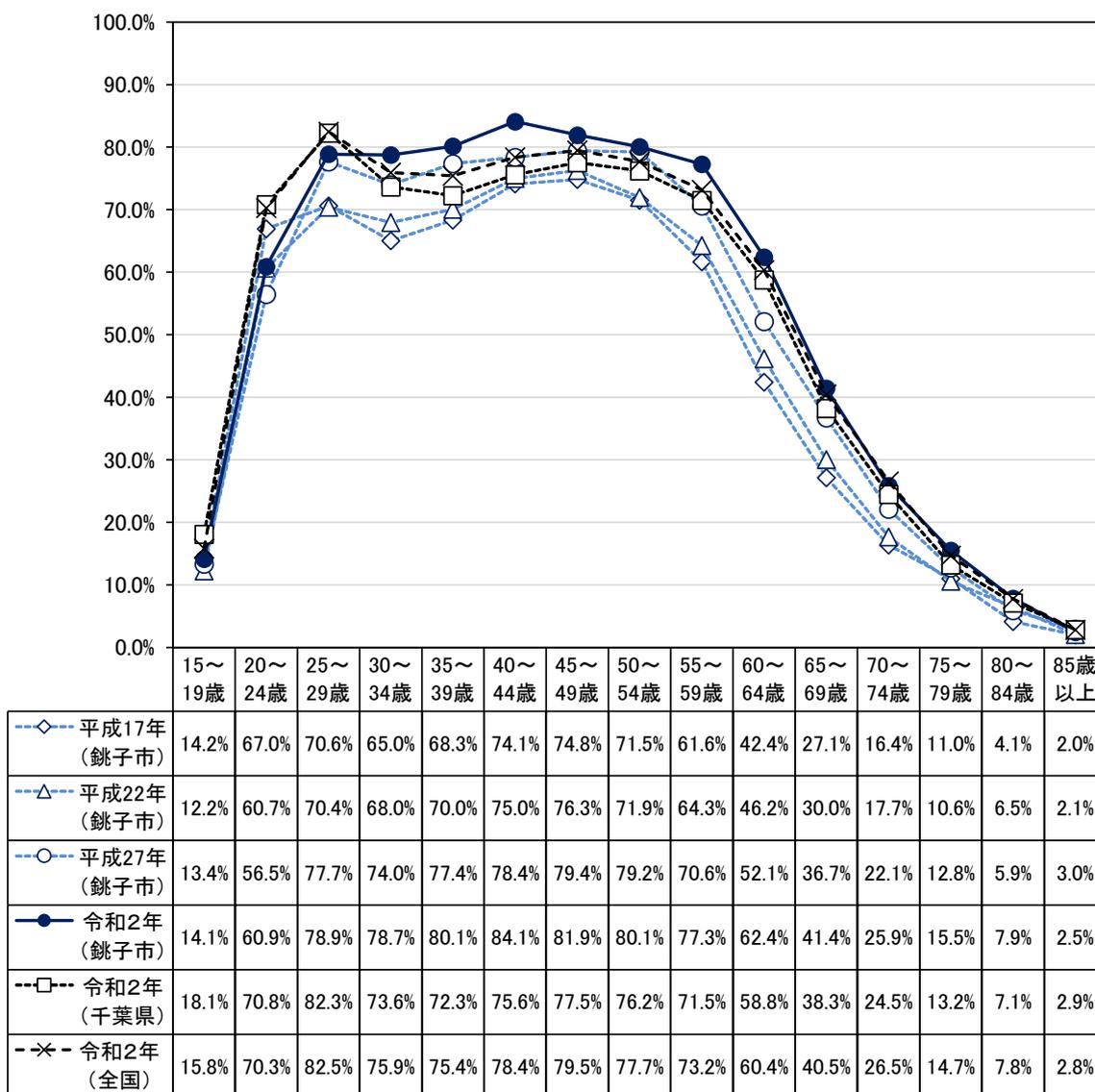


資料：国勢調査

(6) 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に低下し、40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。令和2年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国を上回る数値となっています。

＜女性就業率の推移＞



資料：国勢調査

2 市内の教育・保育施設等の状況

(1) 保育所（園）、認定こども園（保育利用）

本市には、公立保育所3園、私立保育園7園、私立認定こども園1園の計11園が設置されています。在園児数は、令和6年4月1日現在、679人と、平成27年と比べて248人の減少となっています。

<保育所（園）の状況>

区分	名称	定員	所在地	開所時間（延長保育時間含む。）	
				平日	土曜日
公立	第二保育所	150人	後飯町6-20	7:30~18:30	8:30~12:30
	第三保育所 (令和6年度末閉所)	120人	明神町1-37	7:30~18:30	8:30~12:30
	第四保育所	120人	唐子町8-13	7:30~18:30	8:30~12:30
私立	銚子保育園	50人	若宮町3-2	7:30~18:30	8:30~12:30
	外川保育園	50人	外川町3-10354	7:00~18:00	8:00~12:00
	松岸保育園	50人	松岸町3-362-2	7:00~18:00	8:30~12:30
	聖母保育園	60人	三崎町1-1858-2	7:00~18:00	8:30~12:30
	銚子中央保育園	60人	台町2197	7:00~19:00	7:30~16:00
	東光保育園	60人	小船木町1-863-2	7:00~18:00	8:00~12:00
	萌保育園	60人	芦崎町937-3	7:00~18:00	8:00~12:30
	銚子幼稚園 (認定こども園)	50人	妙見町1465	7:30~19:00	—

資料：子育て支援課（令和6年4月1日現在）

<在園児数の推移>

（単位：人、か所）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (平成27→ 令和6年)	
在園児数	0歳	45	42	50	34	43	33	35	34	29	31	△14
	1歳	112	122	118	116	103	109	105	116	85	81	△31
	2歳	177	150	146	140	147	135	143	122	131	105	△72
	3歳	191	206	184	172	167	181	156	170	141	140	△51
	4歳	201	183	209	181	180	171	189	159	175	140	△61
	5歳	201	206	181	207	186	186	173	191	158	182	△19
	合計	927	909	888	850	826	815	801	792	719	679	△248
保育所（園）数	11	11	11	11	11	12	12	12	11	11	0	

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園、認定こども園（教育利用）

本市においては、公立幼稚園が閉園しており、私立幼稚園1園、私立認定こども園1園の計2園が設置されています。在園児数は、令和6年5月1日現在、109人と、平成27年と比べて315人の減少となっています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

<幼稚園の状況>

区分	名称	定員	所在地	備考
私立	飯沼幼稚園	200人	高神東町9331	
	銚子幼稚園	45人	妙見町1465	認定こども園

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

<在園児数の推移>

（単位：人、か所）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (平成27→ 令和6年)
在園児数	3歳	116	95	95	89	80	70	73	46	49	28	△88
	4歳	156	154	127	109	111	87	74	63	47	47	△109
	5歳	152	161	155	121	112	100	89	69	60	34	△118
	合計	424	410	377	319	303	257	236	178	156	109	△315
幼稚園数		7	7	6	6	6	4	4	3	2	2	△5

資料：学校基本調査・子育て支援課（各年5月1日現在）

(3) 小学校

本市には、小学校が11校設置されています。こどもの人数は、令和6年5月1日現在、1,603人と、令和2年と比べて448人の減少となっています。

<小学校のこどもの人数の推移>

(単位：か所、人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (令和2→ 令和6年)	
学校数	12	11	11	11	11	△1	
学級数	88	84	82	78	76	△12	
こどもの人数	1年生	284	288	259	252	209	△75
	2年生	321	283	285	253	254	△67
	3年生	330	318	278	286	254	△76
	4年生	359	332	318	276	289	△70
	5年生	369	351	328	318	279	△90
	6年生	388	367	351	328	318	△70
	合計	2,051	1,939	1,819	1,713	1,603	△448

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

本市には、公立の放課後児童クラブが8か所、民間の放課後児童クラブが3か所の計11か所を整備しています。

<放課後児童クラブの状況>

区分	クラブ名	所在地	設置場所
公立	本城放課後児童クラブ	本城町4-226	本城小学校内
	飯沼放課後児童クラブ	前宿町1200	飯沼小学校内
	高神放課後児童クラブ	犬吠埼10222-1	高神小学校内
	豊里放課後児童クラブ	笹本町359-1	豊里地区コミュニティセンター内
	春日放課後児童クラブ	春日町287	春日小学校内
	明神放課後児童クラブ	明神町1-1	明神小学校内
	海上放課後児童クラブ	垣根町1-169	海上小学校内
	清水放課後児童クラブ	清水町2894	清水小学校内
民間	中央放課後児童クラブ	台町2197	銚子中央保育園内
	双葉第一放課後児童クラブ	新生町2-10-3	1階
	双葉第二放課後児童クラブ	新生町2-10-3	2階

資料：子育て支援課（令和6年4月1日現在）

(5) 地域子育て支援センター・子育て広場

本市では、地域の保育園4園が地域子育て支援センターを設置しています。子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児及びその保護者です。

また、銚子市保健福祉センターすこやかなまなびの城において、子育て広場を開設しており、小学校就学前のこども及びその保護者を対象に、相談の場や遊びの場を提供しています。

<地域子育て支援センターの状況>

名称	所在地	開設場所
マンマ子育て支援センター	松岸町3-362-2	松岸保育園
ひまわり子育て支援センター	台町2197	銚子中央保育園
えがお子育て支援センター	外川町3-10354	外川保育園
聖母マリア子育て支援センター	三崎町1-1858-2	聖母保育園

資料：子育て支援課

<子育て広場の概要>

名 称	子育て広場
所 在 地	若宮町4-8
開設場所	銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城 2階プレイルーム
開設日時	月曜日～金曜日 9時～12時 ※水・木曜日の13～16時（施設の都合により開設しない日あり）
概 要	家庭で育児をしている親子のための広場です。 ○家庭で子育て中の親子が自由に集い、情報交換ができる場所 ○子育ての悩みを相談できる場所 ○子育てに関する情報が得られる場所 ○年齢の近いこどもたちと安全に遊べる場所
対 象	小学校就学前のこども及びその保護者

資料：健康づくり課

(6) 児童発達支援センターわかば

「児童発達支援センターわかば」は、心身の発達の遅れ又は療育が必要と認められるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を支援する施設となっています。

<児童発達支援センターわかばの概要>

名 称	児童発達支援センターわかば
所 在 地	三崎町3-96-1
事業内容	<p>【児童発達支援】 発達に遅れがみられるこどもや障害のあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活へ適応できるような支援を行います。</p> <p>【居宅訪問型児童発達支援】 重度障害のあるこどもで、障害児通所支援を利用するために外出することが非常に困難な場合でも発達支援サービスが受けられるように、障害のあるこどもの自宅を訪問して発達支援を行うサービスです。</p> <p>【保育所等訪問支援】 保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のないこどもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。</p> <p>【障害児相談支援】 障害児通所支援を受けようとするこどもの保護者に対し、必要なサービスの種類や必要量について、利用計画の作成や継続的な支援を行います。</p> <p>【ぴよぴよ教室】 在宅で生活する障害のあるこども及びその家族に対し、外来の方法により、個別又は集団で各種の療育支援を行います。</p>
対 象	発達に障害がある満18歳未満のこども ただし、【児童発達支援】【ぴよぴよ教室】については、満2歳から就学前までに限る。

資料：社会福祉課

(7) こども家庭センター すくサポ

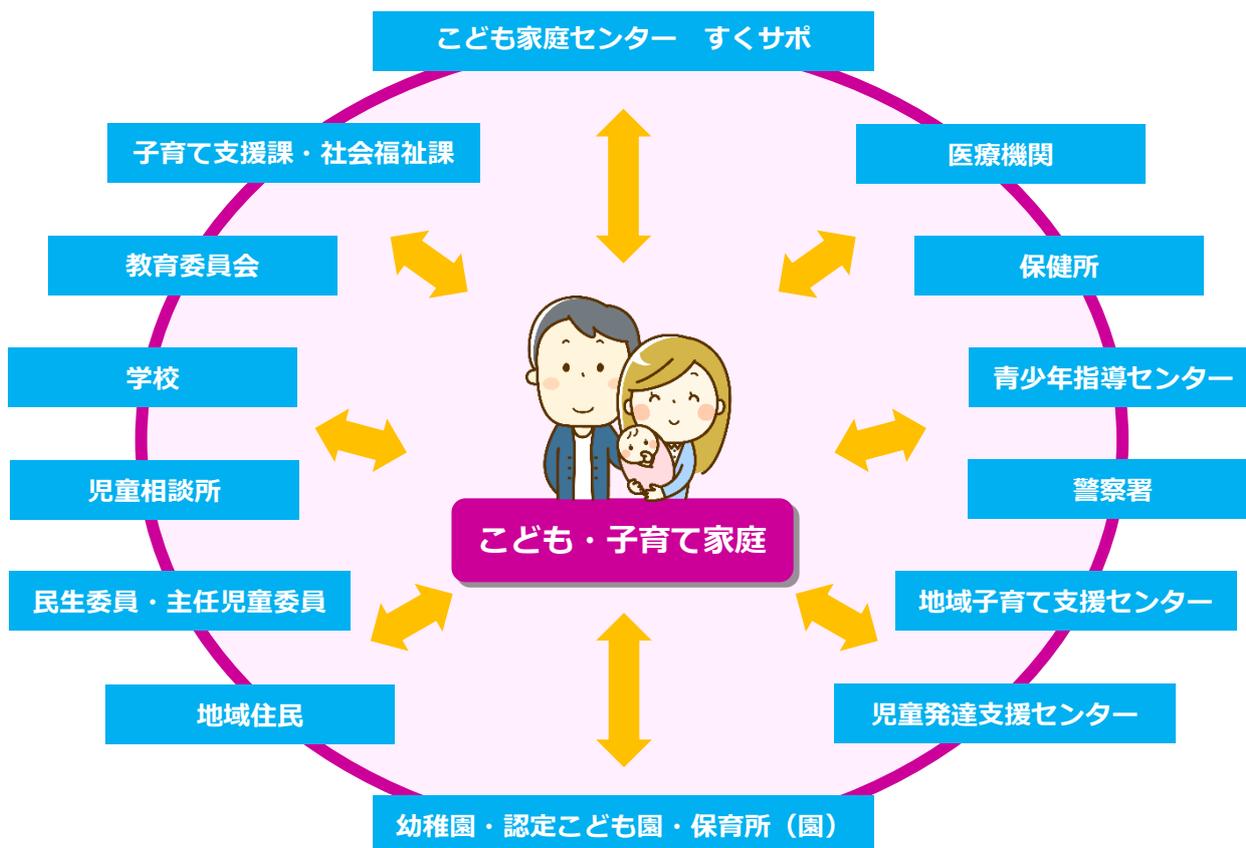
本市では、平成 30 年4月から子育て世代包括支援センターを健康づくり課に設置しました。

目的は、妊産婦及びこども（乳児、幼児、児童）の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を構築することであり、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供をしています。

また、児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」を市町村に設置することが努力義務化されたことを受け、本市では、令和7年4月から「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」となります。

「こども家庭センター」は、これまでの「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が一体となり、より連携を強化してすべての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない相談支援を行います。

<こども・子育て家庭への支援体制>



3 アンケート調査結果からみる子育て家庭の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

「第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
①就学前児童の保護者	600人	無作為抽出
②小学生の保護者	400人	無作為抽出
③中学2年生	362人	市内の中学2年生

③実施概要

- 調査地域：銚子市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収、WEB回答による回収
 ※WEB回答は、就学前児童の保護者、小学生の保護者のみ
 ※中学2年生は、学校配布（一部郵送配布）、郵送回収
- 調査期間：令和6年3月29日～令和6年5月7日

④回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	600件	314件	52.3%
②小学生の保護者	400件	218件	54.5%
③中学2年生	362件	256件	70.7%

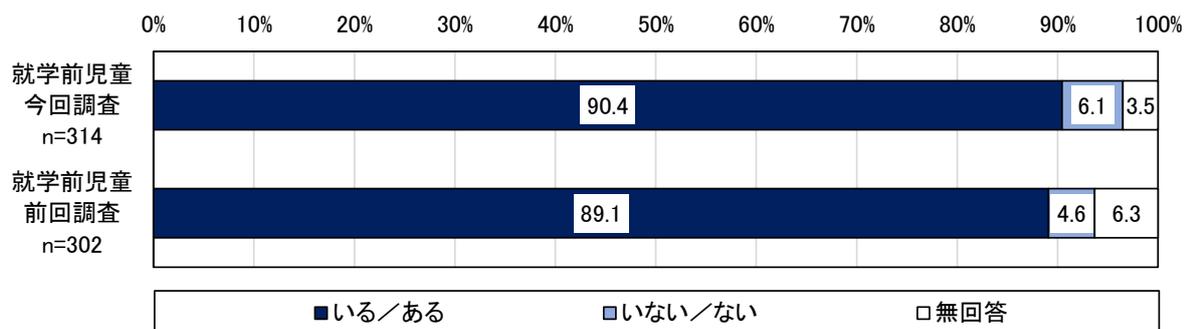
⑤調査結果を見る際の留意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査区分について、以下のとおり表しています。
 - ・就学前児童の保護者については、「就学前児童」
 - ・小学生の保護者については、「小学生」
 - ・中学2年生については、「中学生」

(2) 調査結果の概要

①相談できる人、場所の有無

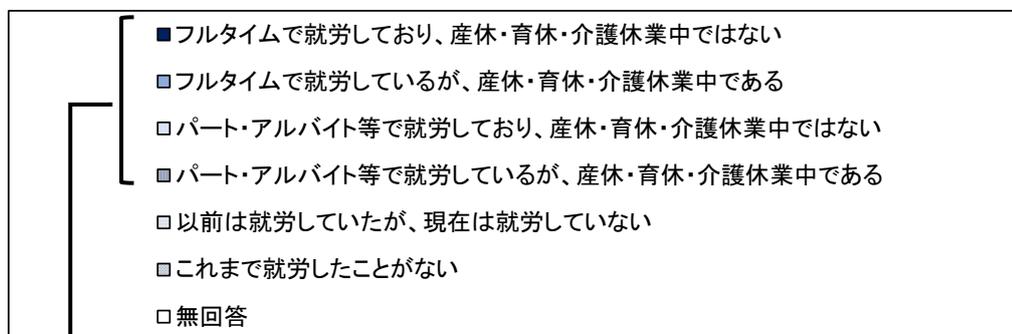
相談できる人、場所の有無は、「いる／ある」が90.4%、「いない／ない」が6.1%となっています。依然として、少数ではあるものの、相談できる人、場所がないという方がいる状況です。



②母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイト等で“就労している”割合は、今回調査が81.9%で、前回調査と比べて14.0ポイントの増加となっています。

共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増加していると予測されます。



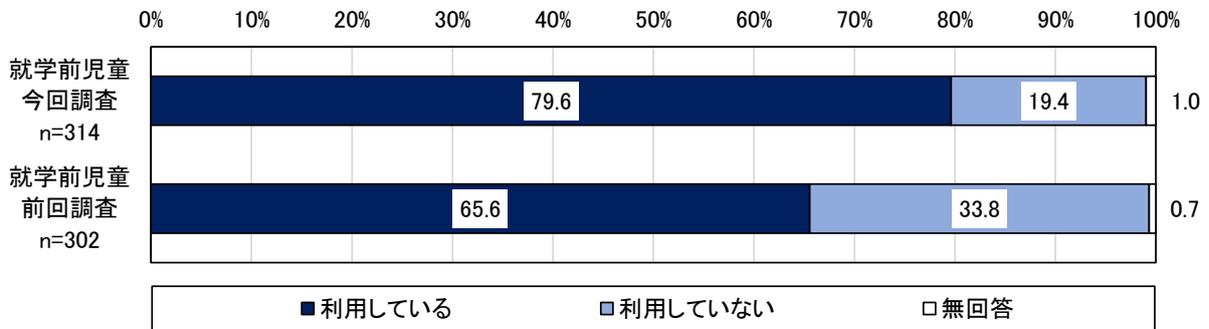
“就労している”合計値

■ 就学前児童【今回】 81.9%

■ 就学前児童【前回】 67.9%

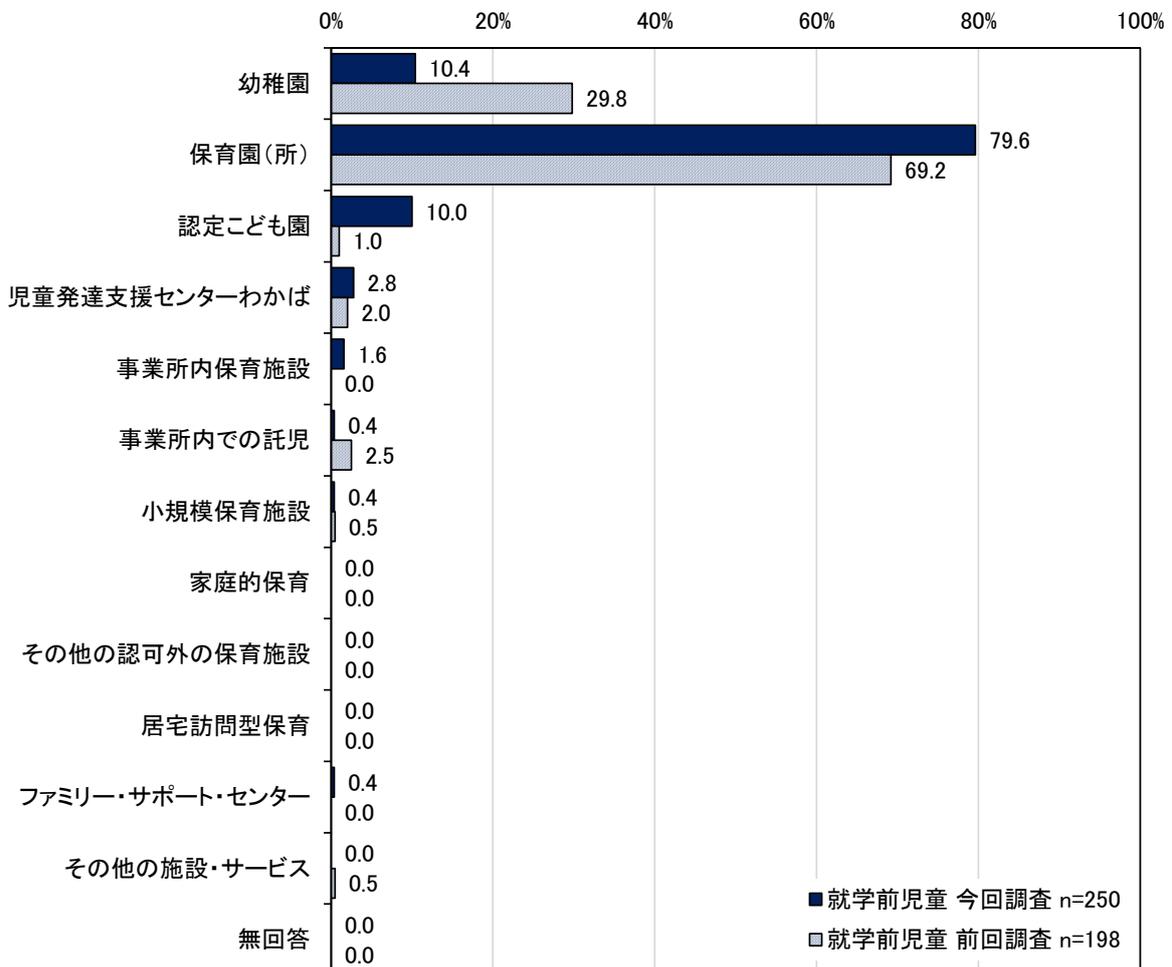
③教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が79.6%で、前回調査と比べて14.0ポイントの増加となっています。増加の要因として、共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



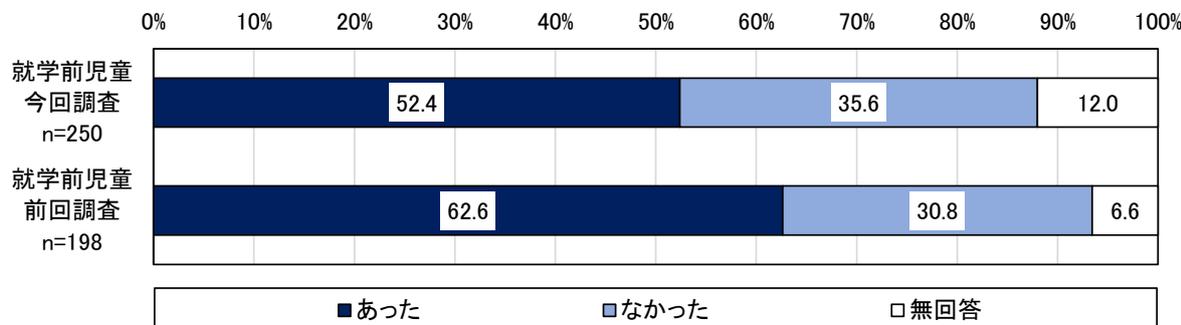
④平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「保育園(所)」が79.6%、「認定こども園」が10.0%と、前回調査と比べて、それぞれ10.4ポイント、9.0ポイントの増加となっています。一方で、「幼稚園」は10.4%と、前回調査と比べて19.4ポイントの減少となっています。



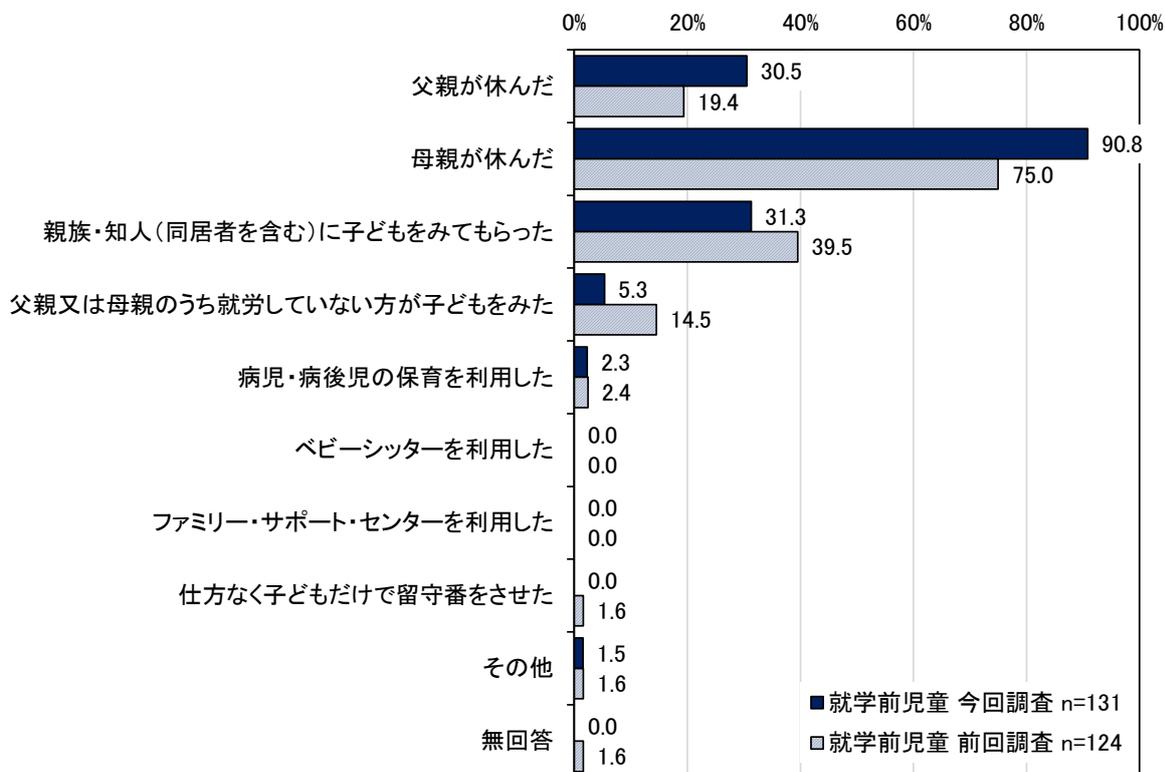
⑤病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった有無について、「あった」が 52.4%と、前回調査と比べて 10.2 ポイントの減少となっています。



⑥病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

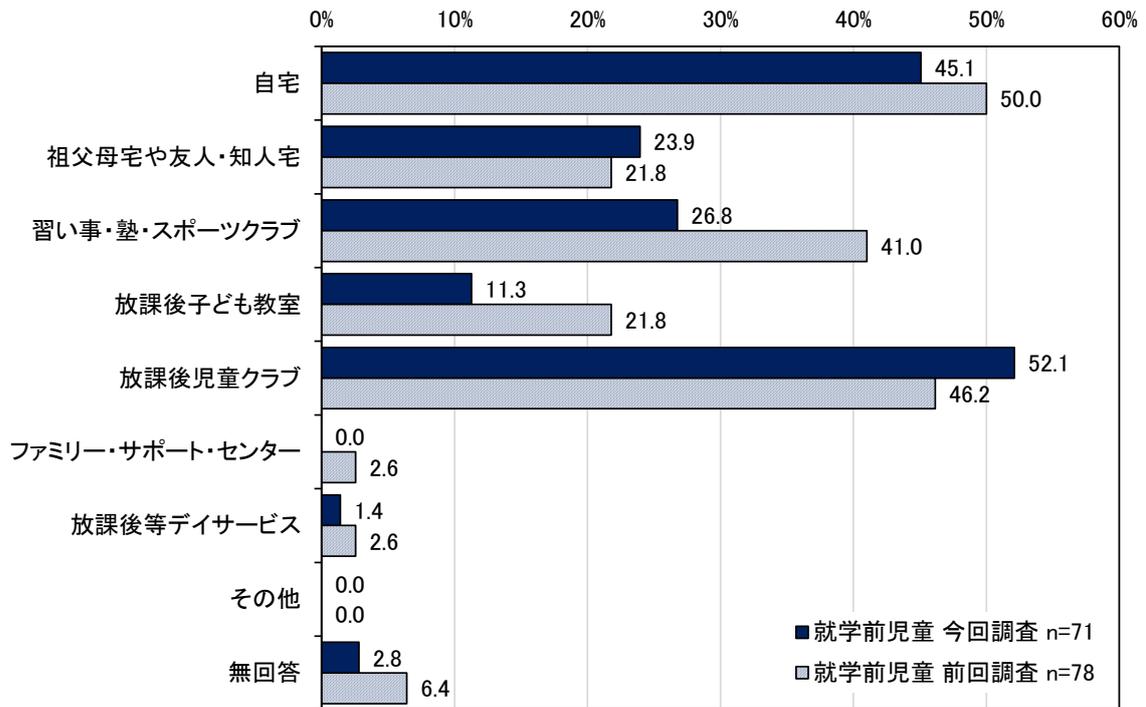
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、「母親が休んだ」が 90.8%と、依然として、母親の負担は大きいと考えられます。また、「父親が休んだ」は 30.5%と、前回調査と比べて 11.1 ポイントの増加となっています。増加の要因としては、共働き世帯の増加により、夫婦間で調整しながら対処している家庭が増えたと推察されるとともに、子育てについて職場の理解が得られるようになったことが影響しているのではないかと考えられます。



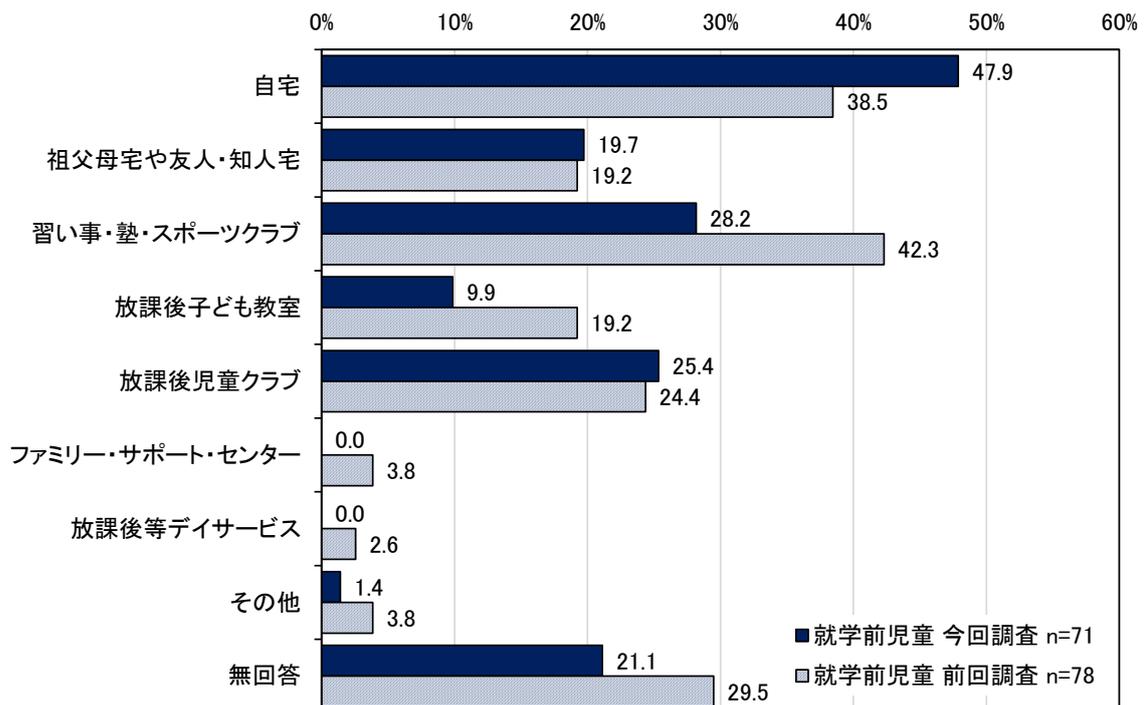
⑦小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」をみると、低学年では52.1%と、前回調査と比べて5.9ポイントの増加となっています。一方で、高学年では25.4%と、前回調査と比べて大きな差はみられません。放課後児童クラブの需要は、低学年において高い傾向がみられます。

【低学年における放課後の過ごし方】



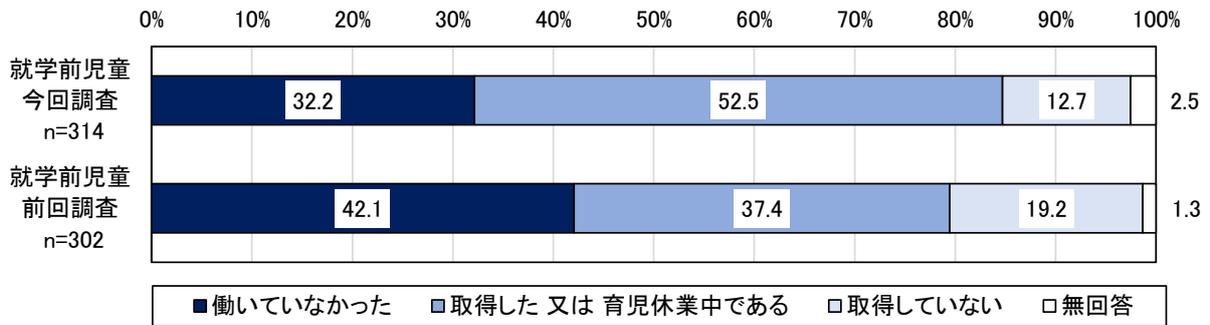
【高学年における放課後の過ごし方】



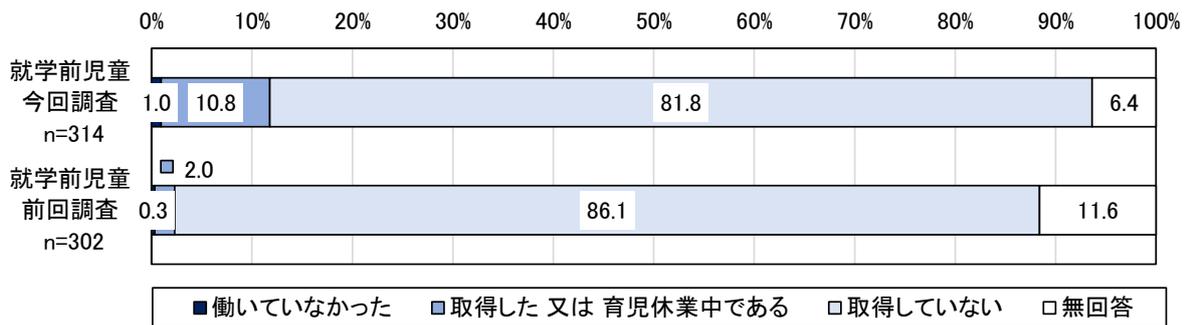
⑧ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した又は育児休業中である」をみると、母親が52.5%、父親が10.8%と、前回調査と比べて、母親が15.1ポイント、父親が8.8ポイントの増加となっています。

【母親の育児休業の取得状況】

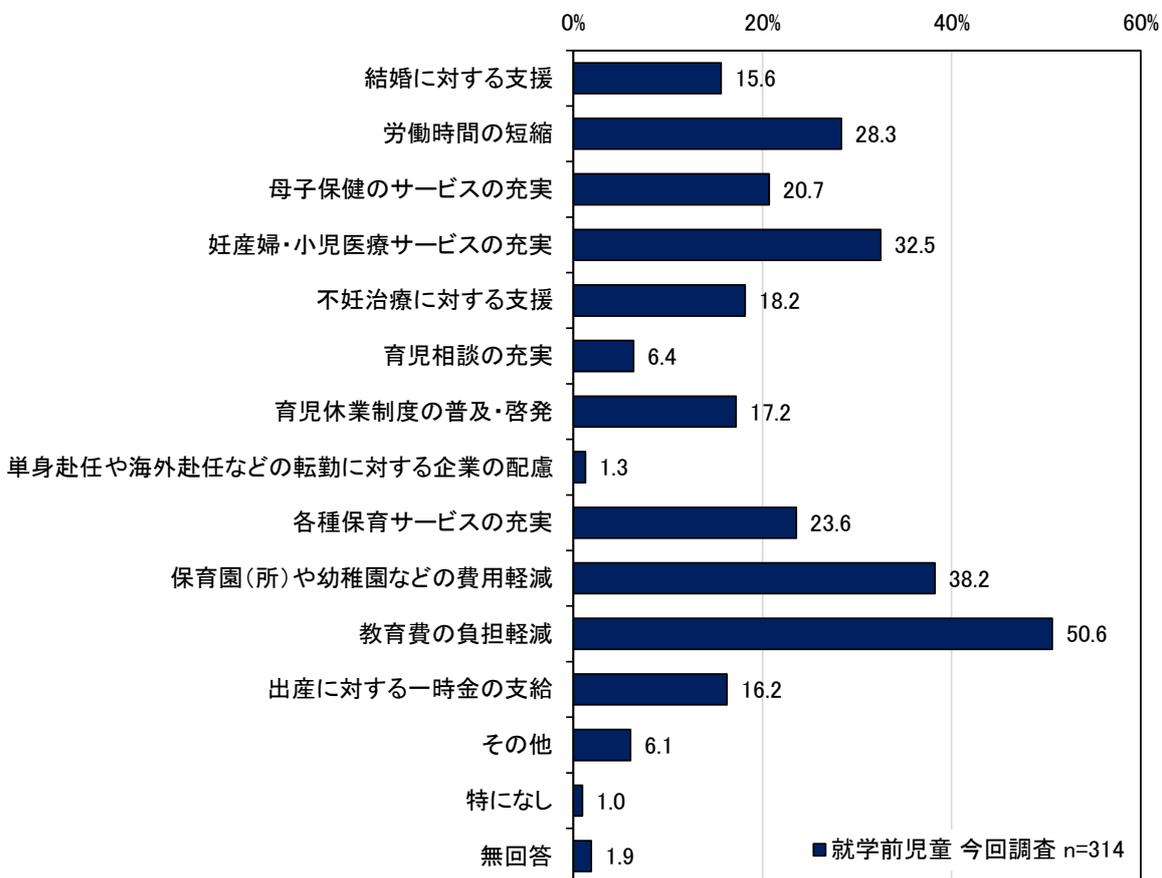


【父親の育児休業の取得状況】



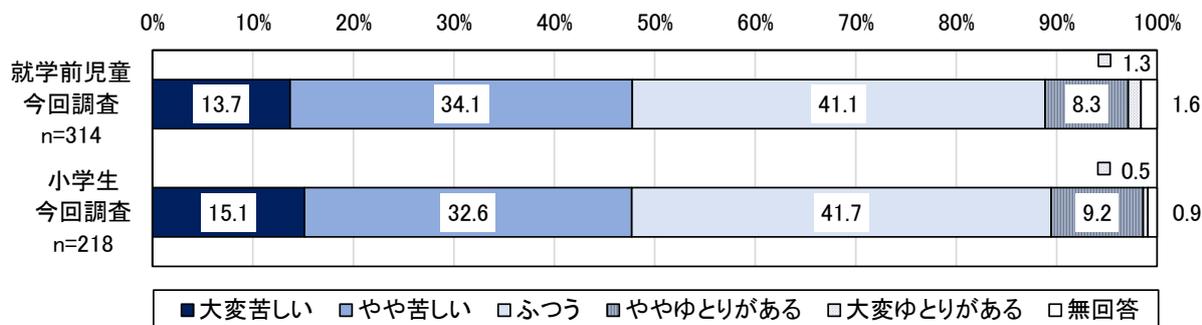
⑨少子化対策として大切だと思うこと

少子化対策として大切だと思うことについては、「教育費の負担軽減」が50.6%で最も高く、次いで「保育園（所）や幼稚園などの費用軽減」が38.2%、「妊産婦・小児医療サービスの充実」が32.5%となっています。



⑩暮らしの経済状況

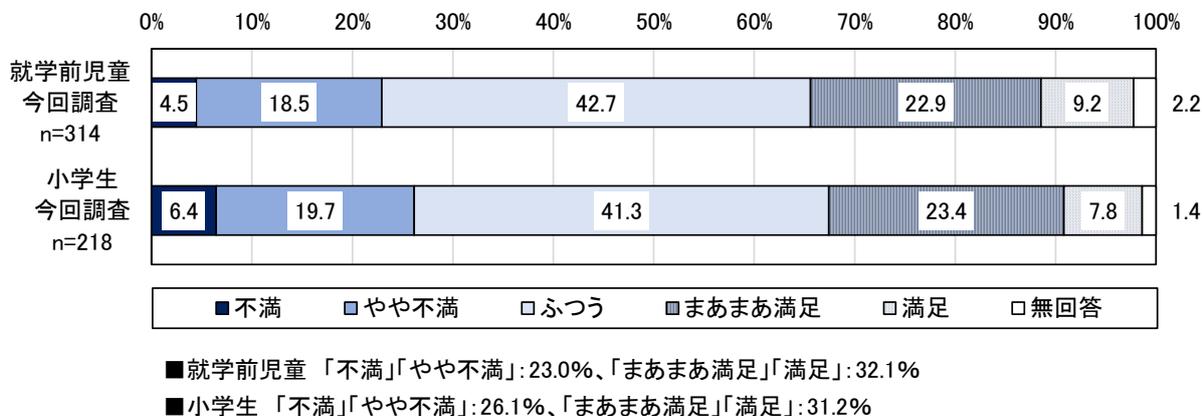
暮らしの経済状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計値は、就学前児童が47.8%、小学生が47.7%となっています。



■ 就学前児童 「大変苦しい」「やや苦しい」:47.8%、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」:9.6%
 ■ 小学生 「大変苦しい」「やや苦しい」:47.7%、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」:9.7%

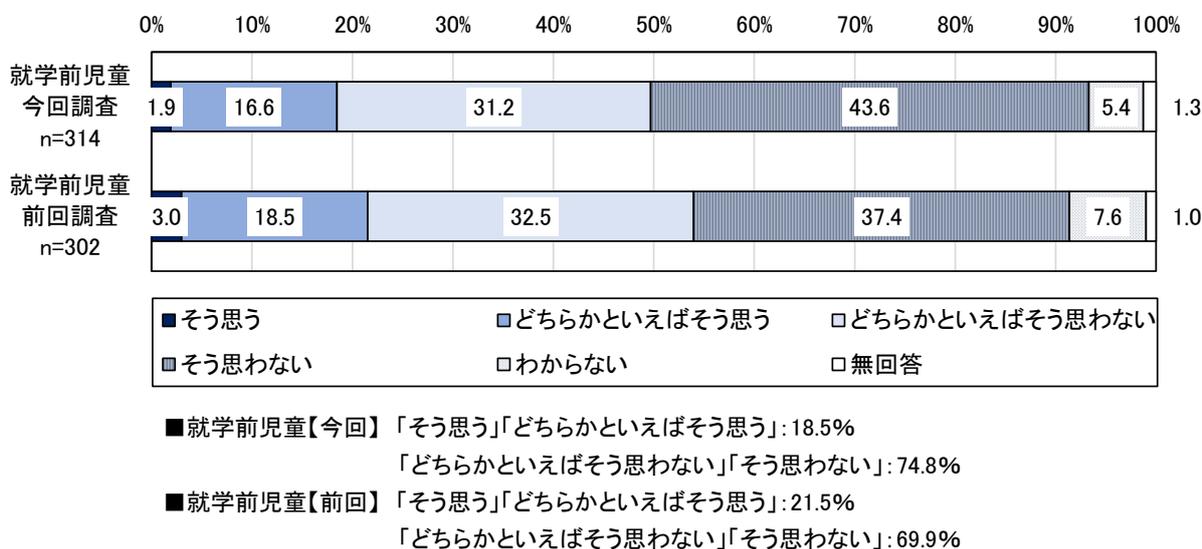
⑪生活の満足度

生活の満足度について、「不満」と「やや不満」の合計値は、就学前児童が23.0%、小学生が26.1%となっています。



⑫銚子市は、子育てしやすいまちだと思うか

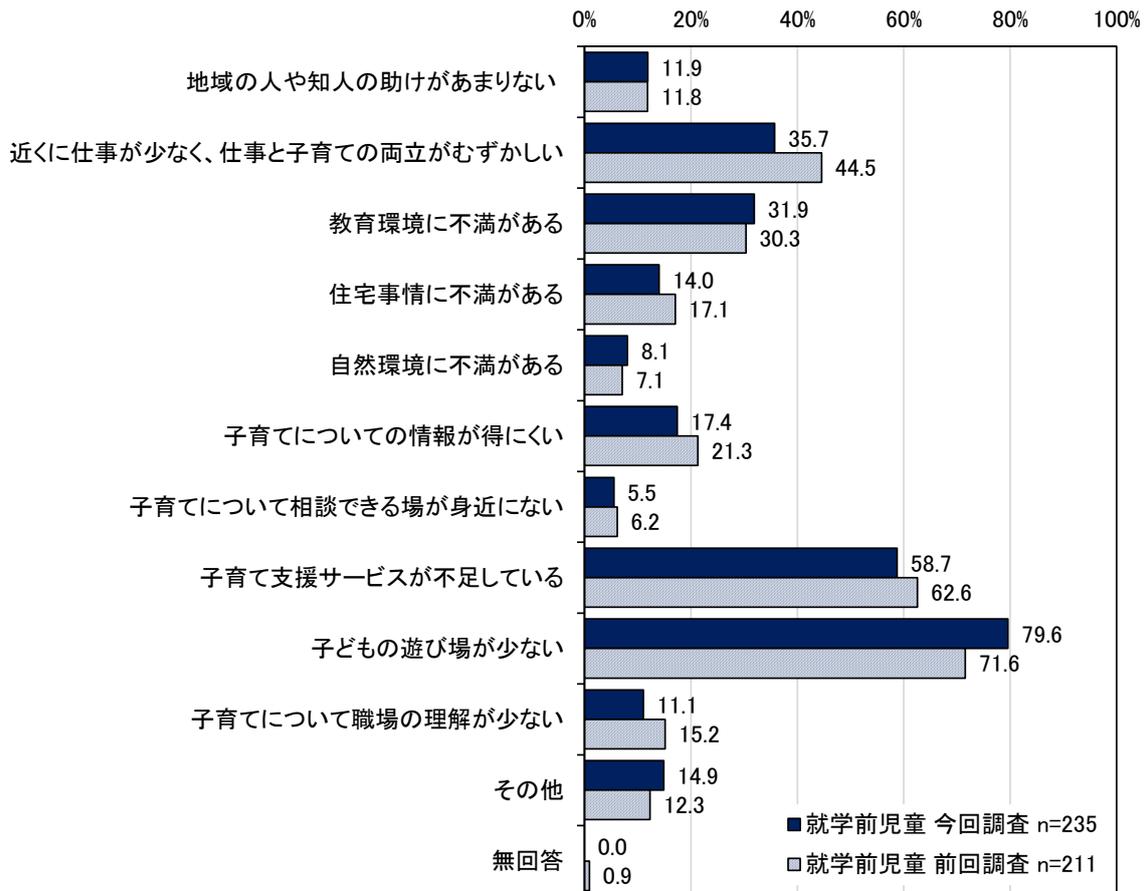
銚子市は、子育てしやすいまちだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値は18.5%で、前回調査と比べて3.0ポイントの減少となっています。



⑬ 子育てしやすいとは思わない理由（「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」）

子育てしやすいとは思わない理由については、「子どもの遊び場が少ない」が79.6%で最も高く、次いで「子育て支援サービスが不足している」が58.7%、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が35.7%となっています。

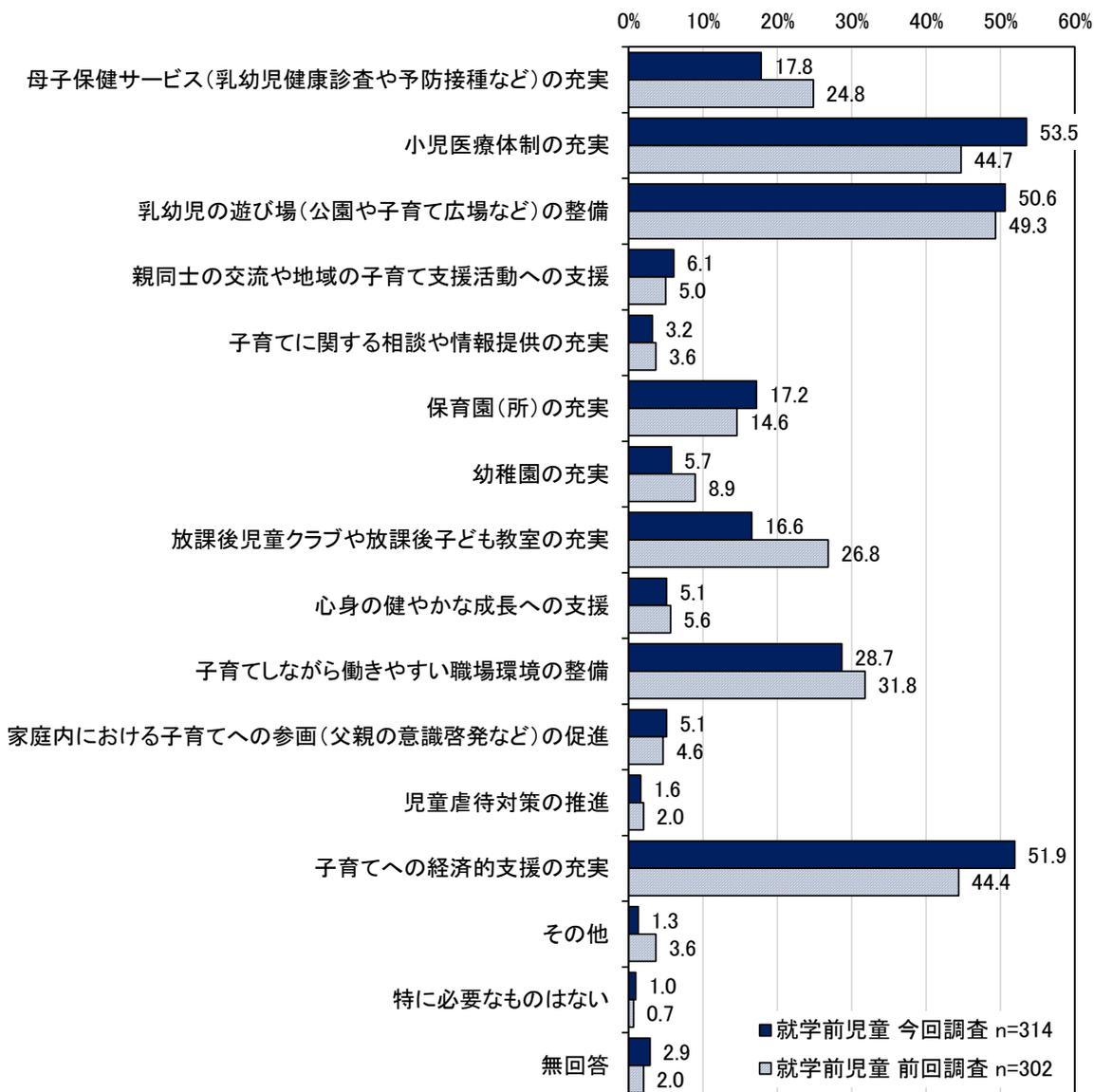
これら上位に挙げられた項目は、前回調査も同様の結果となっており、前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が8.0ポイント増加している一方で、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」は8.8ポイントの減少となっています。



⑭ 子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと

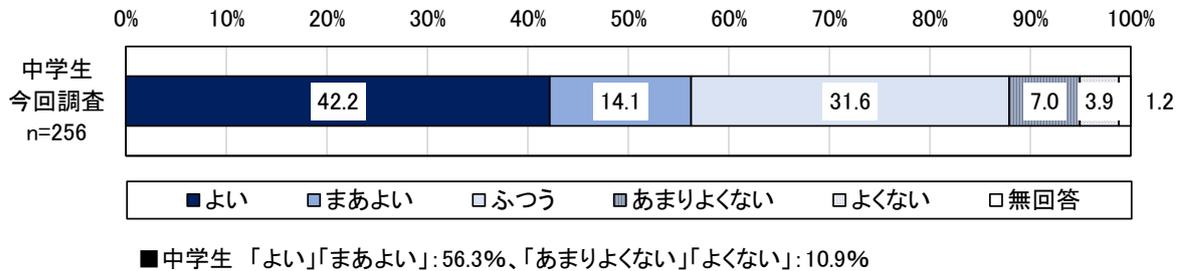
子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことについては、「小児医療体制の充実」が53.5%で最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が51.9%、「乳幼児の遊び場（公園や子育て広場など）の整備」が50.6%となっています。

これら上位に挙げられた項目は、前回調査も同様の結果となっており、前回調査と比べて、「小児医療体制の充実」が8.8ポイント、「子育てへの経済的支援の充実」が7.5ポイントの増加となっています。



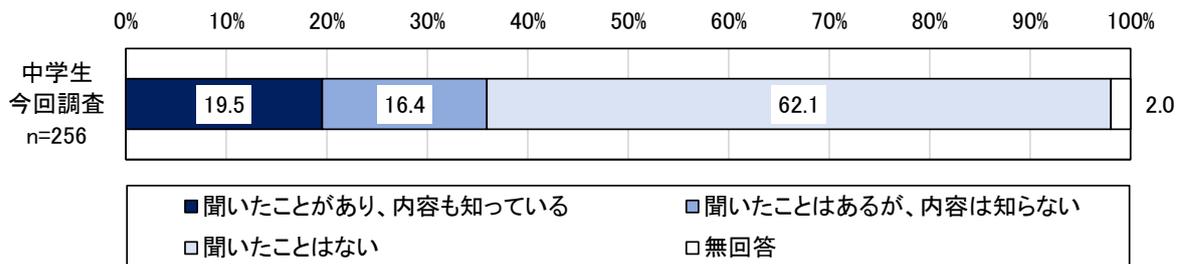
⑮現在の健康状態

現在の健康状態について、「よい」と「まあよい」の合計値は56.3%、「あまりよくない」と「よくない」の合計値は10.9%となっています。なお、「ふつう」は31.6%となっています。



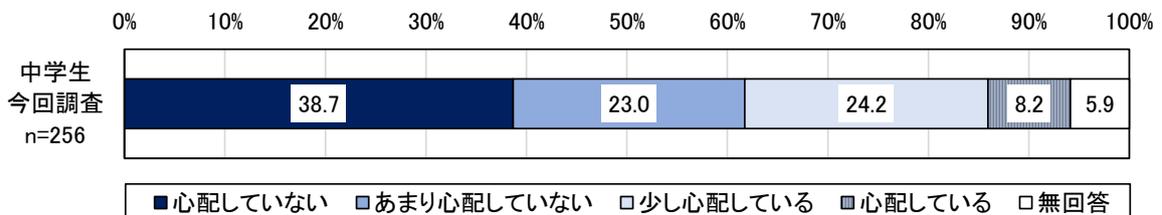
⑯ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことはない」が62.1%で最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」が19.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が16.4%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が16.4%となっています。



⑰いじめに対する心配

いじめに対する心配について、「心配していない」が38.7%で最も高く、次いで「少し心配している」が24.2%、「あまり心配していない」が23.0%となっています。なお、「心配している」は8.2%となっています。

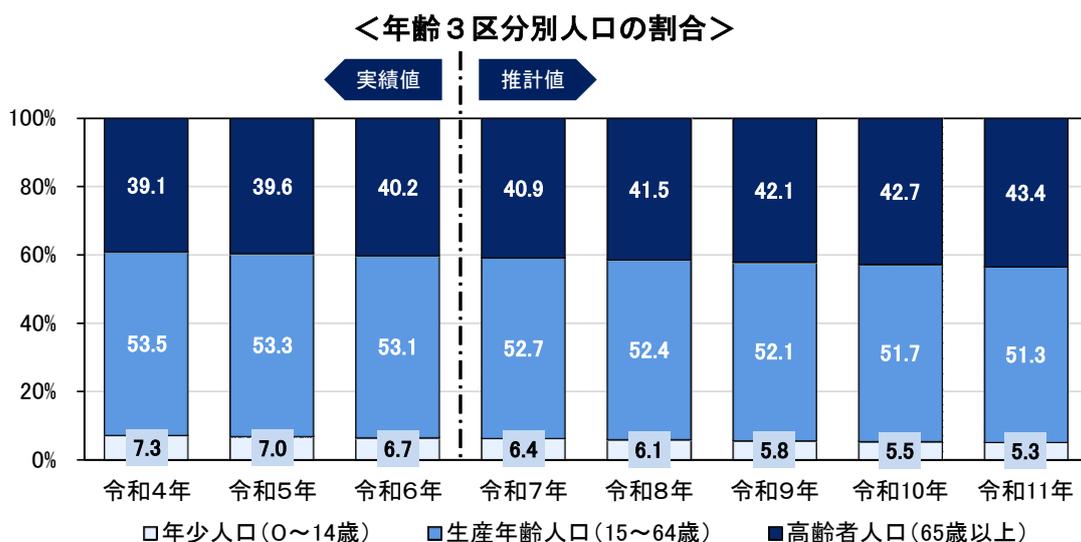
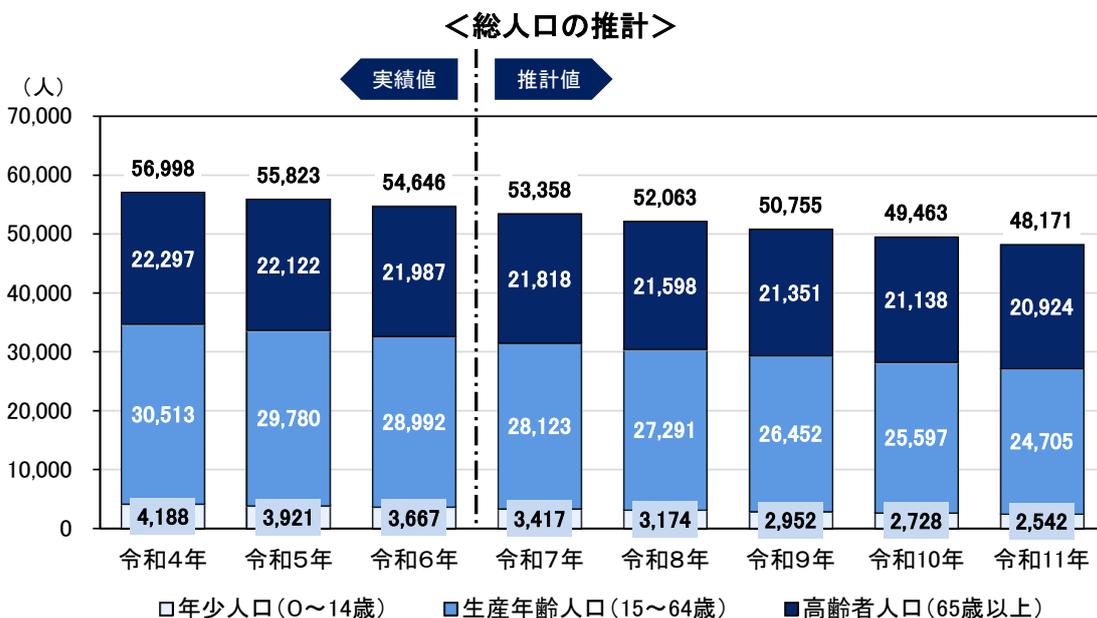


4 人口推計

(1) 総人口の推計

本市の総人口の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が5,200人程度減少し、令和11年には48,171人となることが予測されます。

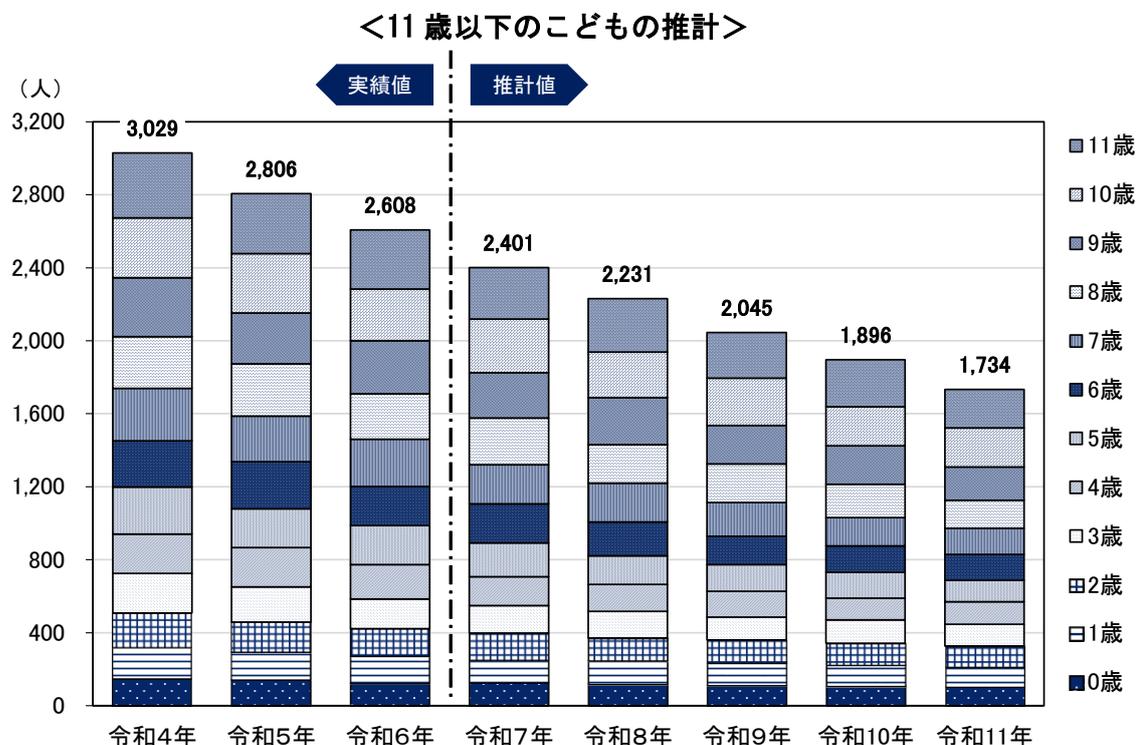
また、年齢3区分別人口の割合は、今後も高齢者人口の割合は増加する一方で、生産年齢人口の割合及び年少人口の割合はともに減少し、令和11年には年少人口の割合が5.3%となることが予測されます。



資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 11歳以下のこどもの推計

本市の総人口の人口推計結果から、11歳以下のこどもをみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には11歳以下のこどもが670人程度減少し、令和11年には1,734人となることが予測されます。



(単位: 人)

年齢	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	149	144	124	127	120	114	109	104
1歳	169	150	148	124	127	120	114	109
2歳	190	164	151	147	124	127	120	114
3歳	217	193	162	151	147	124	127	120
4歳	216	216	188	158	147	143	120	123
5歳	257	213	214	186	156	145	141	118
(0~5歳)	1,198	1,080	987	893	821	773	731	688
6歳	254	257	214	214	186	156	145	141
7歳	287	250	259	213	213	185	155	144
8歳	283	287	249	257	211	211	183	153
9歳	323	279	291	249	257	211	211	183
10歳	329	325	283	293	251	259	213	213
11歳	355	328	325	282	292	250	258	212
(6~11歳)	1,831	1,726	1,621	1,508	1,410	1,272	1,165	1,046
合計	3,029	2,806	2,608	2,401	2,231	2,045	1,896	1,734

資料: 令和4年から令和6年は住民基本台帳(各年4月1日現在)
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

第5章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働し、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

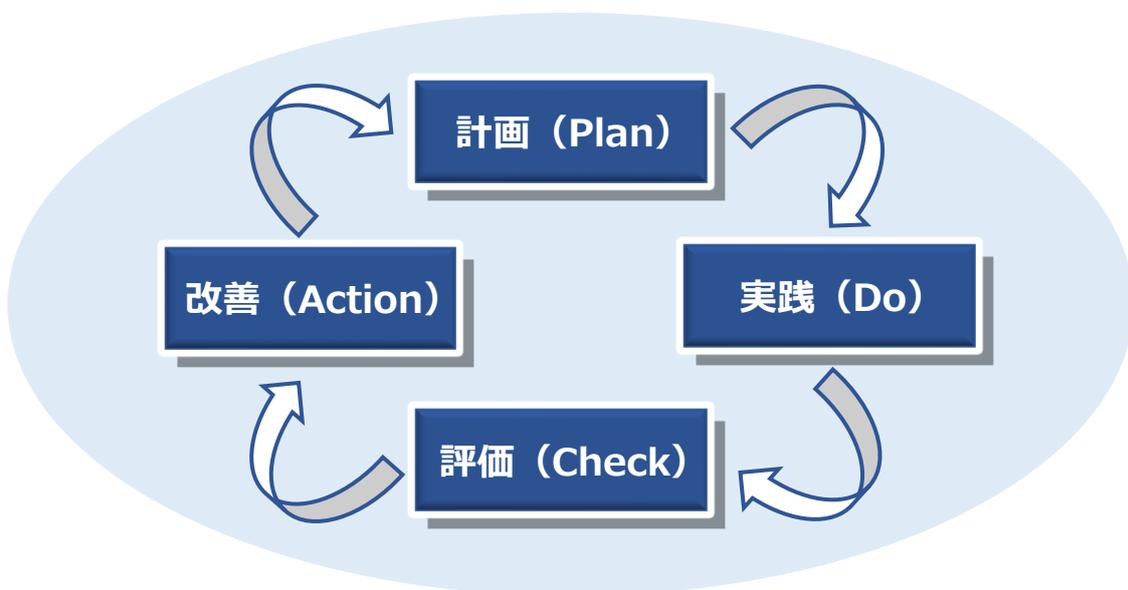
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、公民連携のもと、積極的かつ早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、本計画の着実な推進のため、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、計画策定後も各種事業を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

また、点検・評価にあたっては、「銚子市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

<PDCAサイクルの概念図>



資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和6年 3月29日(金)～ 5月7日(火)	銚子市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者(600件配布/314件回収/回収率52.3%) ・小学生の保護者(400件配布/218件回収/回収率54.5%) ・中学2年生(362件配布/256件回収/回収率70.7%)
8月1日(木)	令和6年度 第1回銚子市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の現状の報告について (2) 放課後児童クラブの現状について (3) 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の概要 ・ニーズ調査結果
10月30日(水)	令和6年度 第2回銚子市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・素案の検討 (2) その他
11月18日(月)	令和6年度 第3回銚子市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・素案の検討 (2) その他
12月26日(木)～ 令和7年 1月15日(水)	パブリックコメント実施
2月14日(金)	令和6年度 第4回銚子市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度保育所(園)等の申込状況について ・令和7年度放課後児童クラブの申込状況について

2 銚子市附属機関の設置等に関する条例

令和3年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により、市長、教育委員会、水道事業管理者及び下水道事業管理者(以下「執行機関等」という。)が設置する附属機関及び諮問機関(以下単に「附属機関」という。)の設置、担当事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関等の諮問に応じ、審査、審議又は調査等(以下「審査等」という。)を行うため、別表第1の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

2 前項に規定するもののほか、執行機関等は必要の都度、別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置することができる。

(担当事務)

第3条 附属機関の担当事務は、別表第1及び別表第2の担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織及び委員)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 附属機関の委員(以下「委員」という。)は、別表第1及び別表第2の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、行政機関の職員以外の者から委員を委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)各1人を置く。

2 会長等及び副会長等は、委員の互選により選出する。ただし、次の各号に掲げる附属機関の会長等は、市長をもって充てる。

(1) 銚子市交通安全対策会議

(2) 銚子市空家等対策協議会

3 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 第1項の規定にかかわらず、執行機関等は、附属機関に副会長等を置かないことができる。この場合において、会長等に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長等の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の任期満了による改選その他必要と認められる場合は、執行機関等が招集することができる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、第10条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

(書面の送付による会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長等(前条第1項ただし書の場合にあっては、執行機関等)は、災害その他やむを得ない理由により会議の招集が困難であると認めるときは、委員への書面の送付をもって会議を招集したものとし、委員からの書面の回答をもって会議の出席に代えることができる。この場合において、執行機関等は、個人情報の保護その他書面の紛失、漏えい等防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、書面の送付による会議について準用する。
- 3 書面の送付による会議を行ったときは、会長等は、審査等の結果を委員に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 附属機関は、その担当事務のうち専門の事項を審査等させるため、当該附属機関の定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長等が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長等が指名する者をもって充て、又は専門部会に属する委員の互選によって選出する。
- 4 専門部会の会議については、第6条(第5項を除く。)の規定を準用する。
- 5 部会長は、専門部会における審議等の経過及び結果を附属機関の会議において報告しなければならない。この場合において、専門部会の議決を当該附属機関の議決とすることができる。

(特別委員)

第9条 市長は、附属機関の担当事務のうち専門の事項を調査させるため、地方自治法第174条に規定する専門委員(以下「特別委員」という。)を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験を有する者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接に利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。ただし、当該附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第12条 附属機関の庶務は、執行機関等の担当部署において所掌する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(銚子市営住宅入居者選考委員会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 銚子市営住宅入居者選考委員会条例(昭和29年銚子市条例第18号)

(2) 銚子市特別職報酬等審議会条例(昭和39年銚子市条例第62号)

(3) 銚子市環境審議会条例(昭和45年銚子市条例第28号)

(4) 銚子市交通安全対策会議条例(昭和46年銚子市条例第6号)

(5) 銚子市総合計画審議会条例(昭和47年銚子市条例第25号)

(6) 銚子市都市計画審議会条例(平成12年銚子市条例第14号)

(7) 銚子市行財政改革審議会条例(平成25年銚子市条例第30号)

(8) 銚子市立病院の方向性を検討する委員会条例(平成25年銚子市条例第49号)

(9) 銚子市子ども・子育て会議条例(平成26年銚子市条例第10号)

(10) 銚子市空家等対策協議会条例(平成28年銚子市条例第41号)

(銚子市水道事業条例の一部改正)

3 銚子市水道事業条例(昭和35年銚子市条例第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市文化財保護条例の一部改正)

4 銚子市文化財保護条例(昭和41年銚子市条例第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市介護保険条例の一部改正)

5 銚子市介護保険条例(平成12年銚子市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市学校給食センター条例の一部改正)

6 銚子市学校給食センター条例(平成24年銚子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 銚子市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年銚子市条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部改正)

- 8 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例(平成17年銚子市条例第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 9 銚子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年銚子市条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

- 10 銚子市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年銚子市条例第42号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市防災会議条例の一部改正)

- 11 銚子市防災会議条例(昭和38年銚子市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市国民保護協議会条例の一部改正)

- 12 銚子市国民保護協議会条例(平成18年銚子市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

- 13 銚子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成19年銚子市条例第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市情報公開・個人情報保護不服審査会条例の一部改正)

- 14 銚子市情報公開・個人情報保護不服審査会条例(平成19年銚子市条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市行政不服審査会条例の一部改正)

- 15 銚子市行政不服審査会条例(平成28年銚子市条例第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

- 16 銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成30年銚子市条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 17 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年銚子市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 18 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第3項から第6項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれている同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。
- 19 この条例の施行の際現に別表第1に掲げる附属機関と同一の名称の合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれ同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、同日における当該従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 20 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長等又は副会長等の職にあるものは、それぞれ別表第1に掲げる同一の名称の附属機関の会長等又は副会長等として互選により定められたものとみなす。

附 則（令和4年3月24日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年銚子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年銚子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年12月22日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年銚子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年3月25日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年銚子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1（第2条第1項、第3条及び第4条関係）

（令4条例24・令5条例6・令5条例15・令5条例16・令5条例28・令6条例2・一部改正）

1 市長の附属機関

付属機関	担当事務	定数	構成	任期
銚子市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この項において「法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	15人以内	（1）子どもの保護者 （2）子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者 （3）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 （4）労働者を代表する者 （5）その他市長が必要と認める者	2年

※上記の別表第1は、本計画の策定体制に関わる市長の付属機関のみ掲載しています。

3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	推 薦 団 体 名
子どもの保護者	みやざき さくら 宮崎 桜	学校法人 飯沼学園 飯沼幼稚園
	おおかわ たえこ 大川 妙子	銚子市 PTA 連絡協議会
	たかしな ちあき 高品 千亜喜	公立保育所 保護者
	たなか なおみ 田中 直美	児童発達支援センターわかば 保護者
子ども・子育て支援事業に 従事する者	おおき まゆみ 大木 真由美	銚子市民間保育園連絡協議会
	やまもと かずまさ 山本 和正	市立小学校長
	みやざき よしこ 宮崎 好子	学校法人 妙福寺学園 認定こども園 銚子幼稚園
	いたこ よしこ 潮来 芳子	公立放課後児童クラブ
	しまだ じゅんこ 嶋田 順 功	私立保育所 保育士
	ひらの かおり 平野 香織	児童発達支援センターわかば 保育士
	はっかく たかし 八角 貴志	銚子市青少年相談員連絡協議会
子ども・子育てに関し 学識経験を有する者	か だ じゅんじ 加田 純二	元市立小学校校長
	いしげ よしみ 石毛 良美	銚子市民生委員児童委員協議会
	かみやま さとみ 神山 里美	健康づくり課 保健師
労働者を代表する者	あさの ゆういち 浅野 祐一	連合千葉東総・香取地域協議会

※任期2年：令和6年5月22日から令和8年5月21日

4 用語解説

【あ行】

育児休業	こどもが1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、パパは通常の育児休業とは別に、産後8週間以内に最大4週間、分割して育児休業の取得が可能【産後パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害のあるこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のあるこども。
インクルーシブ	「包括的」、「包摂的」という意味を持つ。あらゆる人々が平等に受け入れられ、参加できる環境をつくり出すことを指す。障害の有無や国籍、年齢、性別などに関わらず、お互いの違いを認め合って共生していくことを目指している。

【か行】

学習指導要領	文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育その他、家庭児童福祉の向上を図るため、相談支援業務を行う。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当。
子育て世代包括支援センター	専門職が妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を、母子保健施策と子育て支援施策の両面から提供し、きめ細やかな情報提供や相談支援などを行う。 ※令和7年4月より「こども家庭センター」となります。

子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。
子ども・子育て支援法	すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、こども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
子ども家庭総合支援拠点	地域のすべてのこども・家庭の相談に対応することも支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応ができる組織・機能。地域の資源を有機的につなぐ役割。 ※令和 7 年 4 月より「こども家庭センター」となります。
こどもの最善の利益	こどもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。 こどもの権利は、大きく分けて以下の 4 つである。 ・生きる権利：すべてのこどもの命が守られること。 ・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること。 ・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。 ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としている。
こども 110 番の家	誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者からこどもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。

【さ行】

里親制度	様々な事情で家族と離れて暮らすこどもを、里親の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現われる病気。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成26年の改正により令和7年3月31日まで延長され、さらに令和6年の改正により令和17年3月31日まで再延長された。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた、児童福祉の専門機関。
児童発達支援センター	地域の障害のあるこどもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
自閉症	生まれつき脳の機能に何らかの障害があるために、(1)対人関係の障害、(2)コミュニケーションの障害、(3)限定した常同的な興味、行動および活動、の3つの特徴を持つ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるもので、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。
障害者福祉計画	障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」にあたるもので、障害のある人の状況等を踏まえて展開する施策に関する基本的な計画。
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」にあたるもので、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
スクールカウンセラー	学校に配置され、こどもの生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

総合計画	これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、市の計画の中で最も上位に位置する計画。
SNS	Social Networking Service(Site)の略で、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

【た行】

男女共同参画計画	市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	自分自身の意識や行動をコントロールすることの困難さを持ち、「不注意」、「多動性」、「衝動性」の3つの特徴があり、症状の現れ方は人によって異なる。
銚子市子ども・子育て会議	子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第77条1項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。
特別支援教育	学校教育法に基づき、障害のあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別養子縁組制度	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

【は行】

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、通常低年齢において発現することが多い。
------	--

パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
保育所保育指針	厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。
母子保健コーディネーター	専任の助産師・看護師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談を受け、切れ目のない支援を実施する専門職。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満のこどもを指す。具体的には、家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計の管理、家族の精神的な支えなどが含まれる。
幼稚園教育要領	文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの。

【ら行】

ライフサポートファイル	障害のあるこども等の心身の成長発達や関係機関での支援の記録を綴り残していくもの。
-------------	--

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---





第3期銚子市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 銚子市

編集 銚子市 子育て支援課

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1

TEL：0479-24-8967

FAX：0479-25-7502

URL：<https://www.city.choshi.chiba.jp>



